

高梁市景観計画の手引

備中高梁の風情を活かす景観まちづくり



高 梁 市

目 次

1. 景観計画の手引の目的	1
2. 届出と手続きの流れ	1
3. 景観計画の区域	3
3-1. 景観計画の区域	3
3-2. 高梁城下町地区の範囲（重点地区）	4
3-3. 吹屋周辺地区の範囲（重点地区）	6
4. 届出対象行為の解説	7
4-1. 建築物	7
4-2. 工作物	9
4-3. 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、水面の埋立て	13
4-4. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	14
4-5. 木竹の伐採	14
5. 景観形成基準の解説	15
5-1. 普通地区の景観形成基準	15
5-2. 重点地区の景観形成基準	28
(1) 高梁城下町地区の景観形成図	28
(2) 高梁城下町地区の景観形成基準	33
(3) 吹屋周辺地区の景観形成図	52
(4) 吹屋周辺地区の景観形成基準	53
6. 色彩の基準	54

1. 景観計画の手引の目的

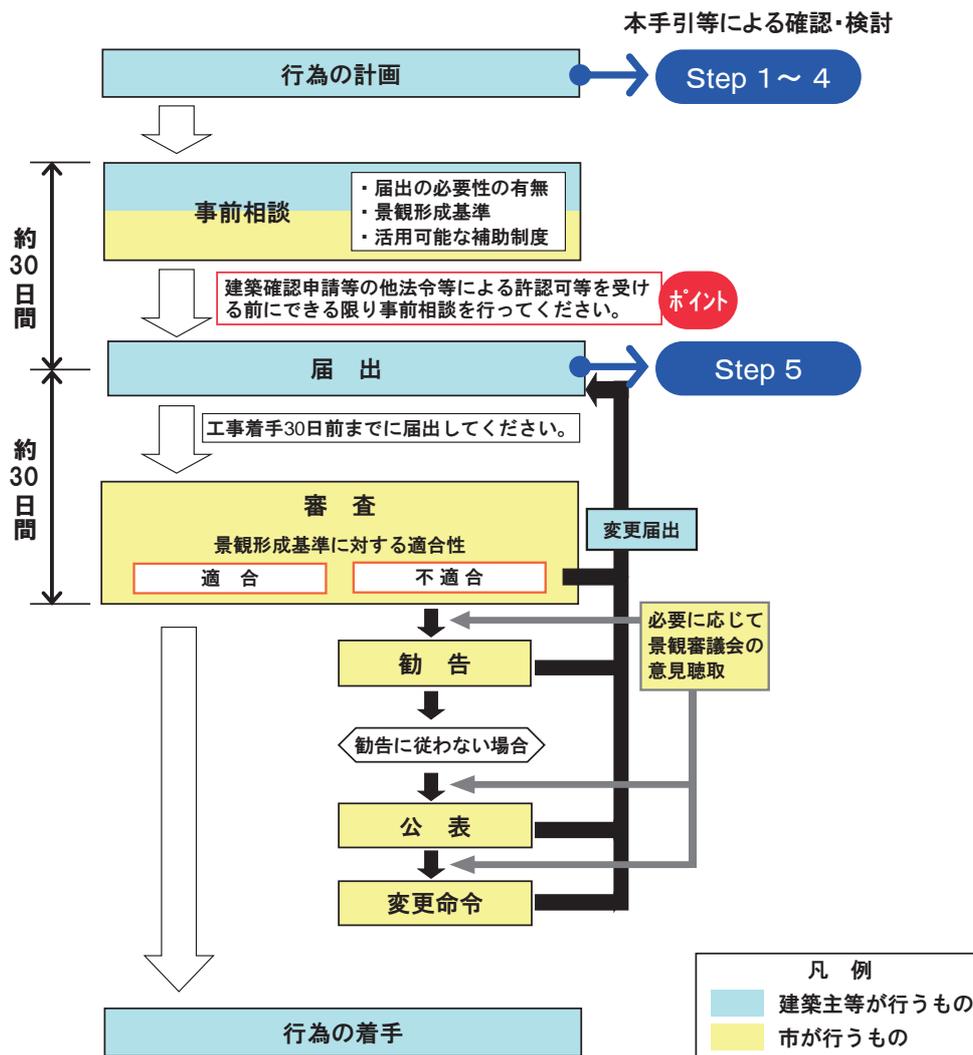
この高梁市景観計画の手引は、本市の景観特性を活かした景観形成を推進するため、高梁市景観計画に定めている届出対象行為と景観形成基準について解説したものです。

本手引では、市民や事業者等の皆さんが建築物や工作物を新築、増改築等を行うにあたり、具体的なイメージを描く際の手引として活用していただくことを目的にしています。

2. 届出と手続きの流れ

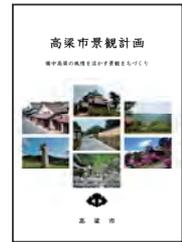
景観法に基づき、一定の規模以上の行為を行う場合は、あらかじめ市へ届出が必要です。

さらに、高梁市景観条例に基づき、事前協議を行うよう努めなければなりません。次に示すフロー及びステップに沿って、計画している行為に対する届出の必要性和、景観形成基準等を確認した上で、必要な手続きを行ってください。



Step 1 高梁市景観計画を確認する

- 高梁市景観計画では、第2章に「景観計画の区域と方針」、第3章に「地域別景観まちづくりの方針」、第4章に「重点地区景観まちづくりの方針」を掲げています。
- 届出の必要性の有無に係らず、計画している行為の該当地域における景観まちづくりの方針を確認してください。
- 高梁市景観計画は、市窓口及び市ホームページなどでご覧いただけます。



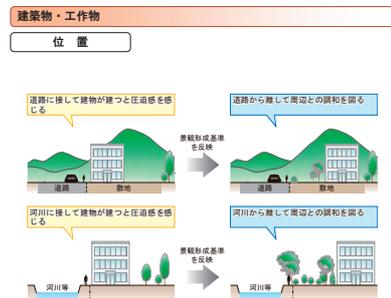
Step 2 届出対象行為の区分を確認する

- 本手引のP7からの「4. 届出対象行為の解説」において、計画している行為が届出対象に該当するかどうかを確認してください。
- 届出が必要な場合は、建築確認申請等を行う前の計画変更が可能な時期に、できる限り事前相談を行ってください。

ポイント

Step 3 景観形成基準の内容を確認する

- 本手引のP15からの「5. 景観形成基準の解説」において、基準の内容をイラストや写真により解説しています。
- 計画している行為が景観形成基準に適合しているか確認してください。
- 届出が必要でない場合においても、基準の内容を確認し、基準に沿った整備を行うよう努めてください。



Step 4 周辺の景観との調和について考える

- 景観形成基準を踏まえた上で、周辺の景観との調和について再考し、必要に応じて、計画の変更を検討してください。

Step 5 届出手続きの実施

- 手続きに必要な書類を作成し、届出を行ってください。

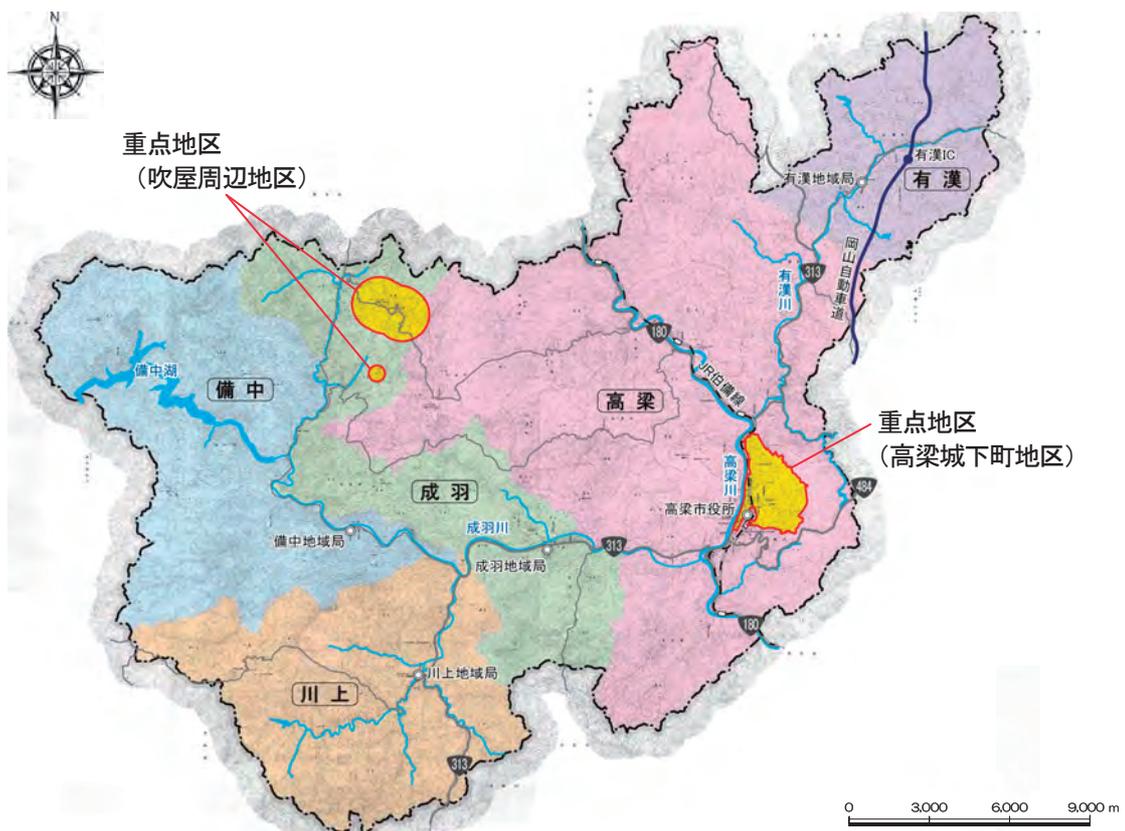
3. 景観計画の区域

3-1. 景観計画の区域

高梁市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、「重点地区」と「普通地区」の2つに区分しています。

本手引では、この地区区分に沿って届出対象行為や景観形成基準を示しています。

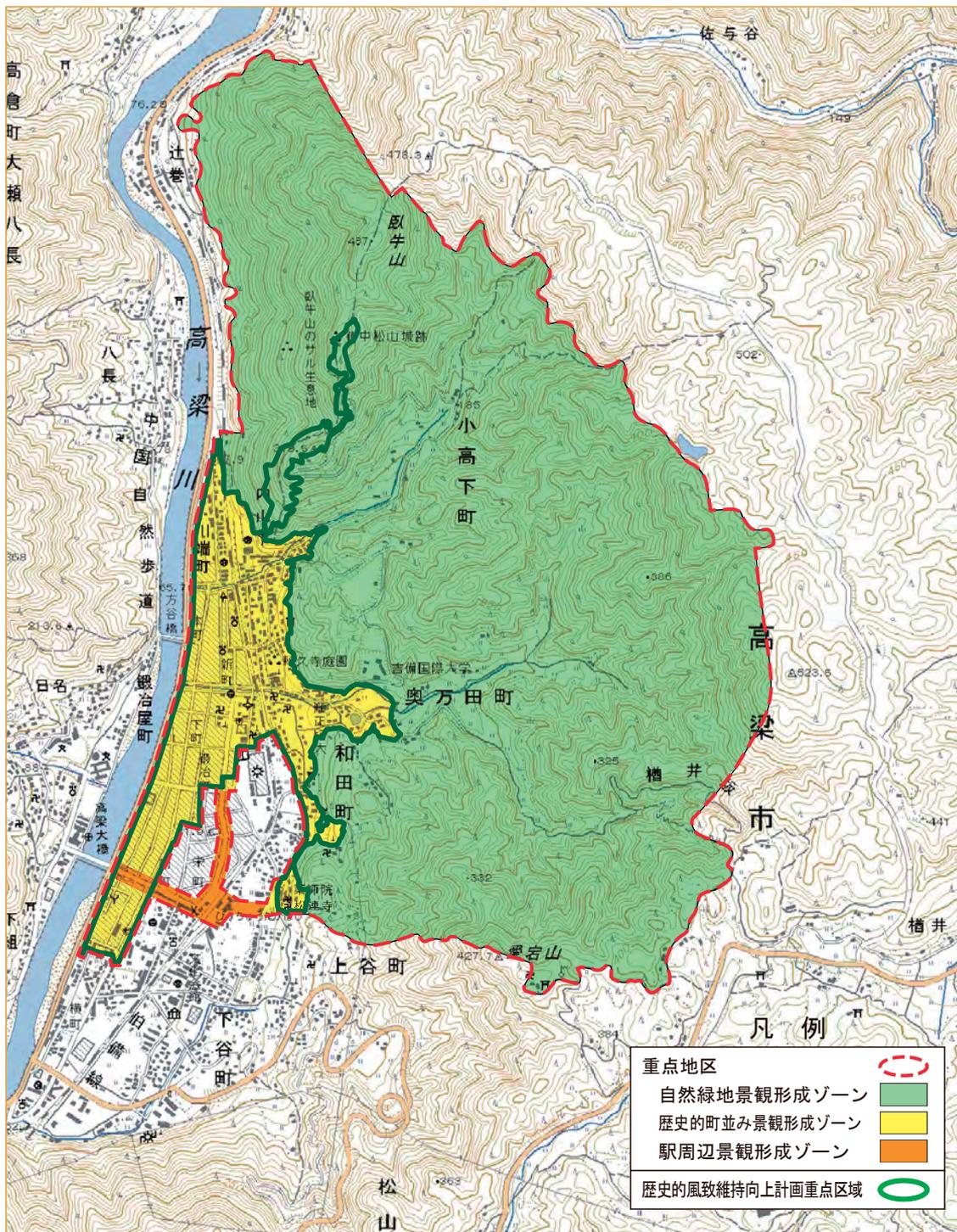
- ・重点地区 : 本市を代表する景観を有し、重点的に良好な景観の形成を図る必要のある地区
 ※「高梁城下町地区」と「吹屋周辺地区」を指定しています。次頁以降に重点地区の詳細な範囲を示しています。
- ・普通地区 : 重点地区以外の市全域



景観計画区域（市全域）

3-2. 高梁城下町地区の範囲（重点地区）

高梁城下町地区は、下図で赤色の破線で囲まれた緑色、黄色、橙色の範囲です。本地区の景観特性を踏まえ、3つのゾーンに区分し、ゾーン毎に景観形成基準を定めています。



高梁城下町地区の範囲とゾーン区分図

■高梁城下町地区の補助制度

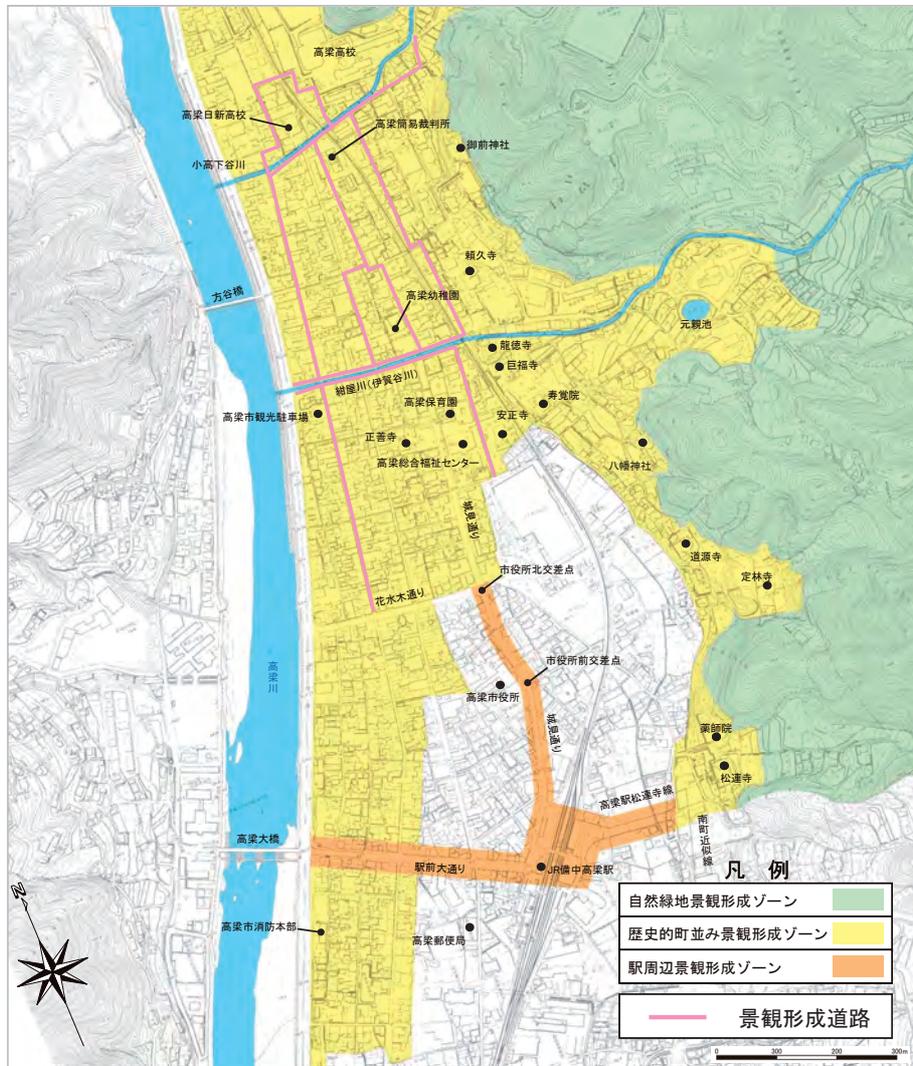
下記の2つのゾーンでは補助制度がありますので、補助を受けようとする場合は、事前協議の際にご相談ください。

【歴史的町並み景観形成ゾーン】

本ゾーンの景観形成道路(下図桃色表示)の沿道では、景観形成基準に適合する建築物・工作物の新築、増築、改築もしくは修繕等に対する補助制度(事業名:高梁市歴史的町並み保存地区整備事業)を設けています。

【駅周辺景観形成ゾーン】

駅前大通り・城見通り・高梁駅松連寺線の沿道では、景観形成基準に適合する建築物・工作物の新築、増築、改築もしくは修繕等に対する補助制度(事業名:駅周辺施設景観まちづくり事業)を設けています。



景観形成道路位置図

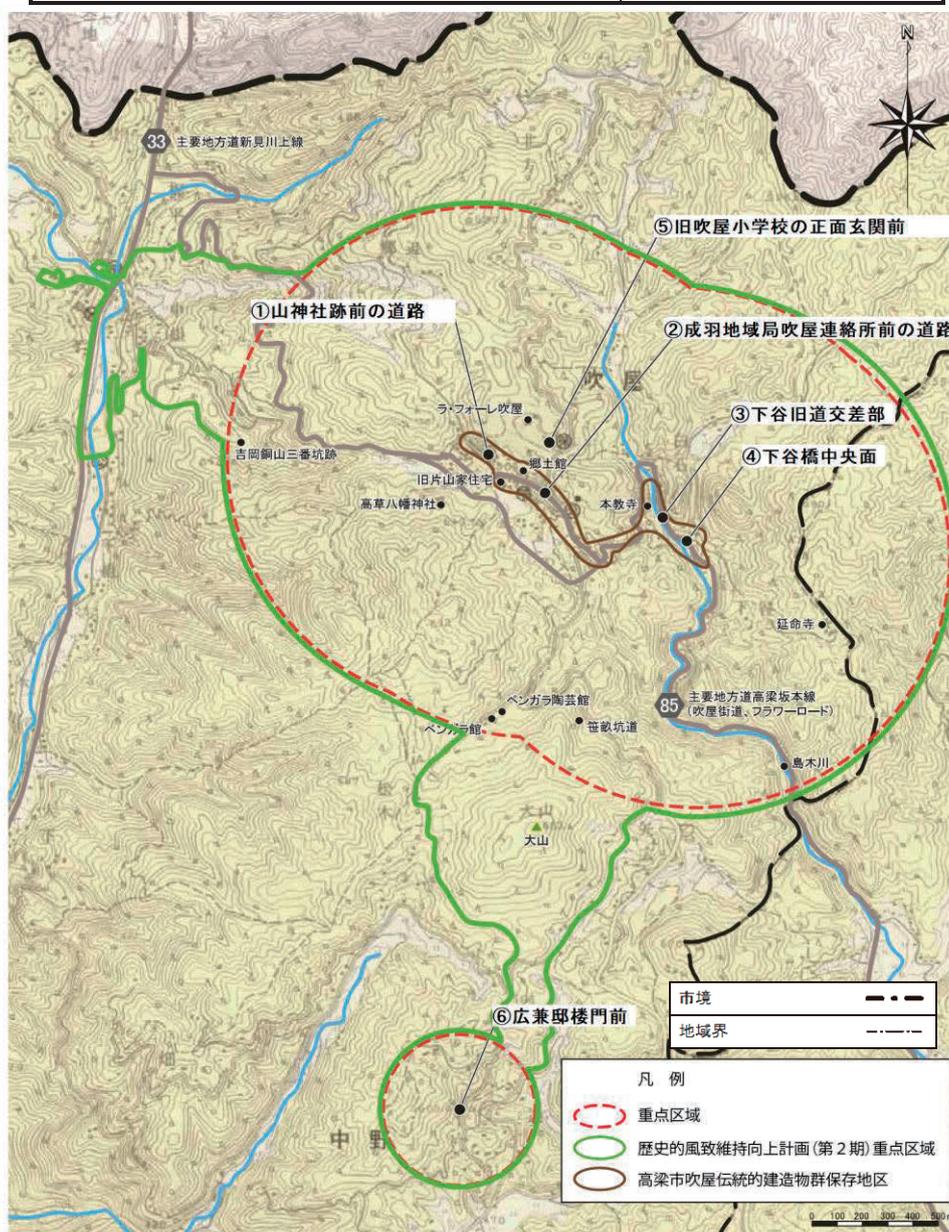
【景観形成道路】

武家町・商家町・寺院群として城下町の面影を色濃く残す通りを景観形成道路と定め、道路の修景を図るとともに、沿道の建築物及び塀などの工作物について積極的な景観誘導を図ります。

3-3. 吹屋周辺地区の範囲（重点地区）

吹屋周辺地区の重要な景観とその背景を保全するために眺望地点を6箇所設定し、そこからの眺望と吹屋周辺の歴史的・文化的な景観を構成している景観資源を含む範囲を重点地区とします。（下図参照）

主要眺望地点	重点地区の範囲
① 山神社跡前の道路	半径 1,000mの範囲
② 成羽地域局吹屋連絡所前の道路	
③ 下谷旧道交差部	
④ 下谷橋中央面	
⑤ 旧吹屋小学校の正面玄関前	半径 300mの範囲
⑥ 広兼邸楼門前	



吹屋周辺地区の範囲と主要眺望地点

4. 届出対象行為の解説

次に掲げる一定の規模以上の行為を行う場合は、あらかじめ市へ届出が必要となります。また、届出の対象となる行為や規模は、普通地区と重点地区によって異なります。

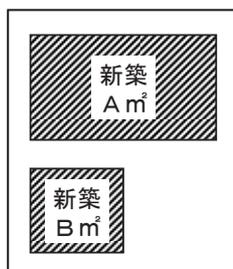
行為の種類	普通地区	重点地区
4-1. 建築物の新築、増築、改築等	○	○
4-2. 工作物の新設、増築、改築等	○	○
4-3. 土石の採取、鉱物の掘採	○	○
土石の採取、鉱物の掘採以外の土地の形質の変更	—	○
水面の埋立て	—	○
4-4. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○	○
4-5. 木竹の伐採	—	○

4-1. 建築物

新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替又は色彩の変更

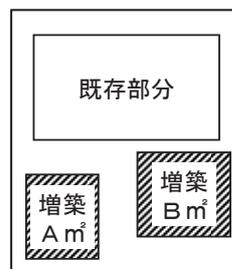
複数の建築物（工作物を含む）の新築・改築、増築の場合は次のようになります。

①新築・改築

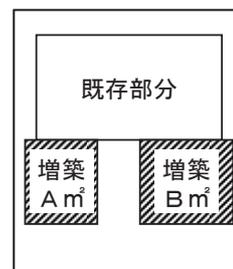


(別棟の場合)

②増築



(別棟の場合)

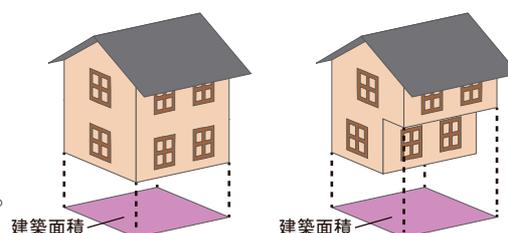


(同一棟の場合)

普通地区	重点地区
$A + B > 500 \text{ m}^2$: A、Bの両方とも届出必要	$A + B > 10 \text{ m}^2$: A、Bの両方とも届出必要
$A + B \leq 500 \text{ m}^2$: A、Bの両方とも届出不要	$A + B \leq 10 \text{ m}^2$: A、Bの両方とも届出不要
A、B : 建築面積*注1	A、B : 延べ床面積*注2

*注1 建築面積：建築物を真上から見たときの水平投影面積。1階より2階の床面積が大きい建築物の場合は、2階を地面に投影した面積となります。

*注2 延べ床面積：建築物の各階の床面積の合計面積。



■普通地区

対象となる規模

- ・高さ10m 又は 建築面積500㎡を超えるもの

平面イメージ

建築面積 500㎡超

増築により建築面積 500㎡超

増築により建築面積 500㎡超

立面イメージ

高さ10m超

[新築]

[増築]

増築により高さ10m超

[増築]

■重点地区

対象となる規模

- ・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
- ・新築後、増築後、改築後又は移転後の高さ5mを超えるもの

平面イメージ

増築部分の面積 10㎡超

増築部分の面積 10㎡超

立面イメージ

高さ5m超

[新築]

[増築]

増築により高さ5m超

[増築]

4-2. 工作物

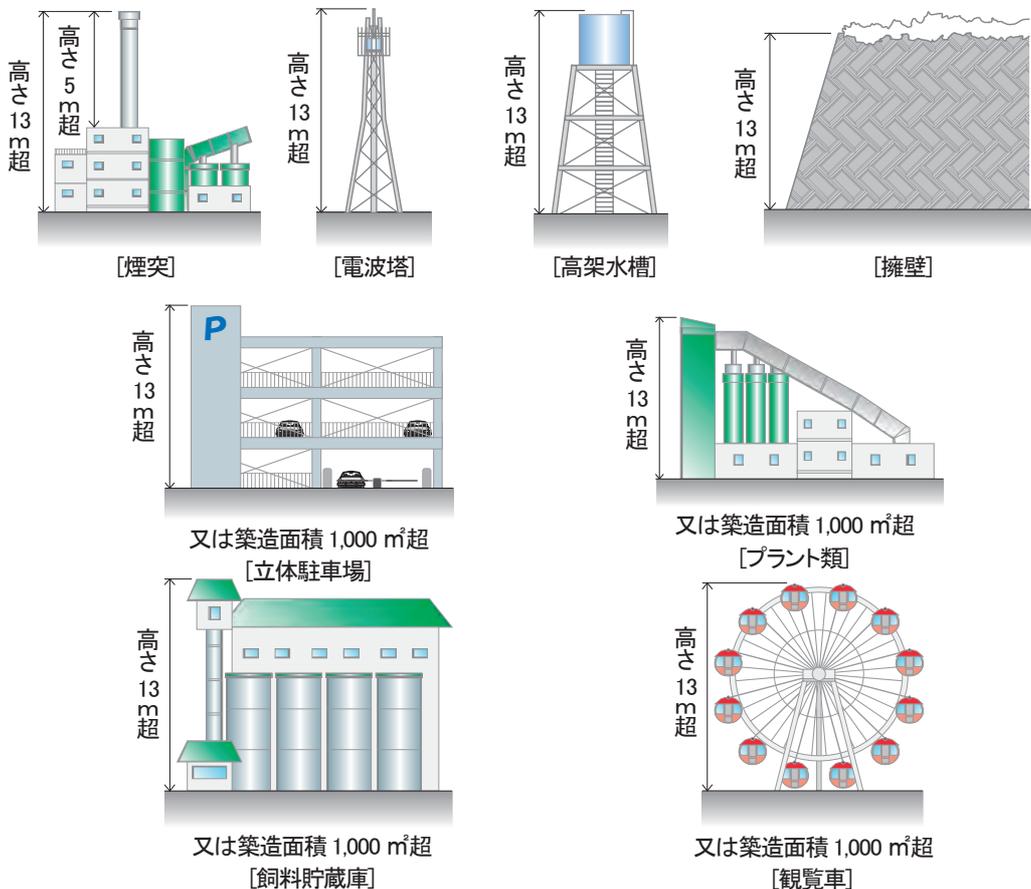
新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替又は色彩の変更

■普通地区

対象となる規模

- ・高さ 13m（建築物と一体となって設置される場合は、高さ 5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m）又は築造面積 1,000 m²を超える次のもの

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの
- ・自動車車庫の用に供する立体的な施設
- ・擁壁その他これらに類するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

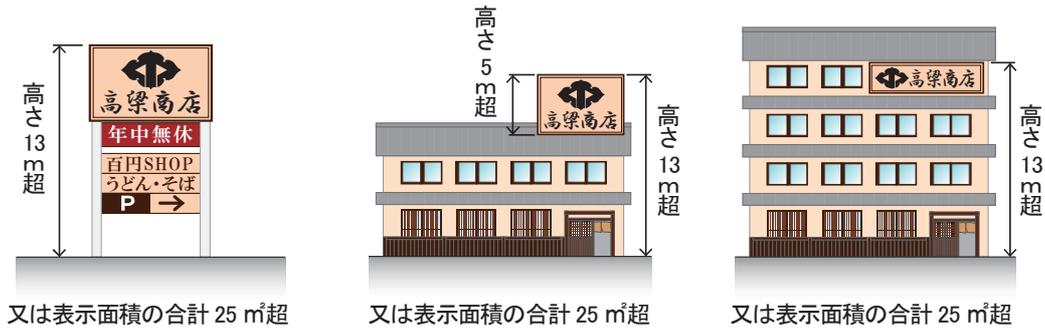


■普通地区

対象となる規模

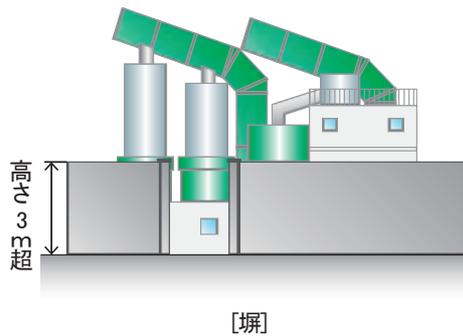
- ・高さ 13m又は表示面積の合計 25 m²（建築物と一体となって設置される場合にあっては高さ 5 m、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m又は表示面積の合計 25 m²）を超える次のもの

- ・ 広告物、広告塔その他これらに類するもの



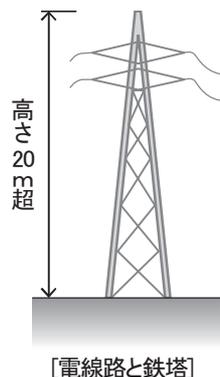
- ・高さ 3mを超える次のもの

- ・ 塀、さく、塀その他これらに類するもの



- ・高さ 20m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ 20m）を超える次のもの

- ・ 電気供給、もしくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの



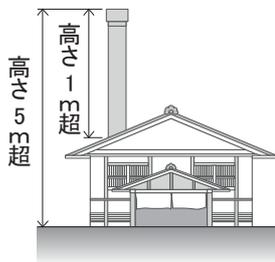
■重点地区

対象となる規模

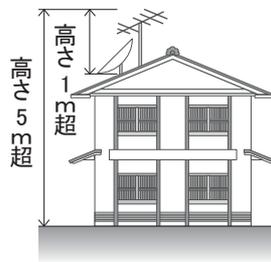
- ・高さ 5m（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）を超える次のもの
- ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが 1m を超える次のもの *注
- ・増築後、改築後又は移転後の高さ 5m を超える次のもの

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの

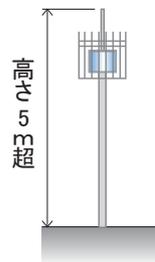
*注：ただし、彫像、記念碑その他これらに類するものは除く



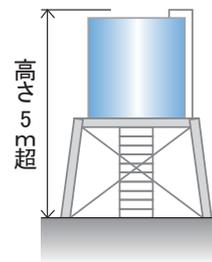
[煙突]



[アンテナ]



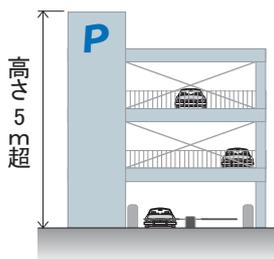
[電波塔]



[高架水槽]

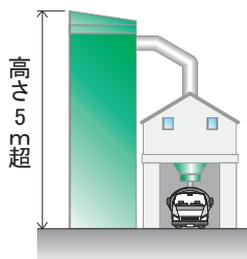
- ・高さ 5m（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）を超えるもの、又は、築造面積 10 m² を超える次のもの
- ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが 1m を超える次のもの
- ・増築後、改築後又は移転後の高さ 5m を超えるもの、又は、築造面積 10 m² を超える次のもの

- ・自動車車庫の用に供する立体的な施設
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設



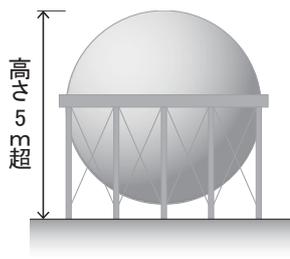
又は築造面積 10 m² 超

[立体駐車場]



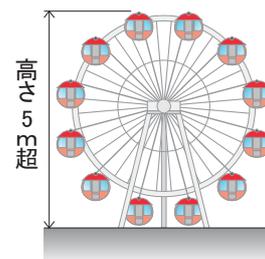
又は築造面積 10 m² 超

[プラント類]



又は築造面積 10 m² 超

[ガスタンク]



又は築造面積 10 m² 超

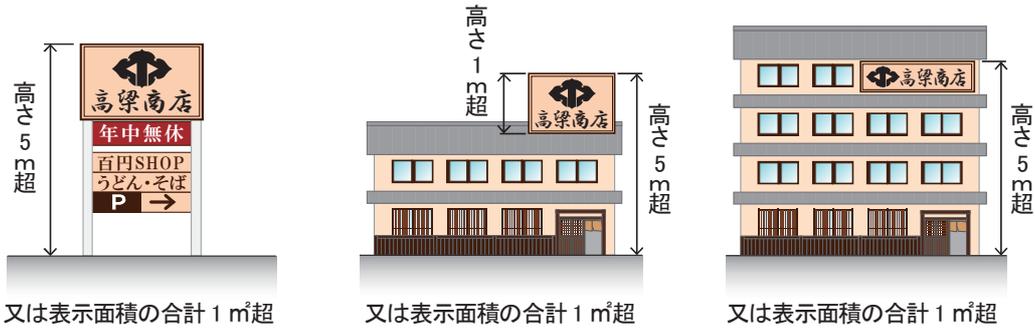
[観覧車]

■重点地区

対象となる規模

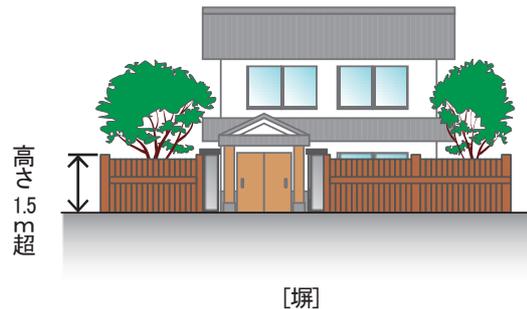
- ・高さ 5m（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）を超え、かつ、工作物自体の高さが 1mを超えるもの、又は表示面積の合計 1㎡を超えるもの

- ・広告板、広告塔その他これらに類するもの



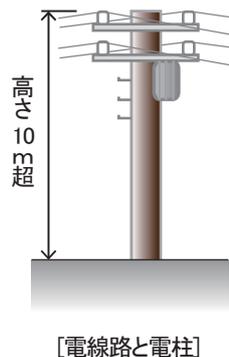
- ・高さ 1.5mを超える次のもの
- ・増築後、改築後又は移転後の高さ 1.5mを超える次のもの

- ・擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの



- ・高さ 10m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ）を超える次のもの
- ・増築後、改築後又は移転後の高さ 10mを超える次のもの

- ・電気供給、もしくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの



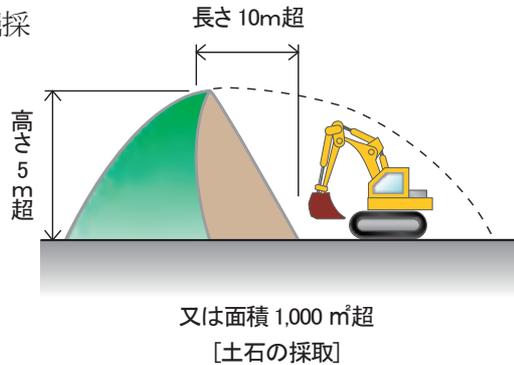
4-3. 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、水面の埋立て

■普通地区

対象となる規模

- ・当該行為に係る部分の土地の面積 1,000 m²を超えるもの、又は高さ 5m及び長さ 10mを超える法面もしくは擁壁を生じるもの

- ・土石の採取、鉱物の掘採

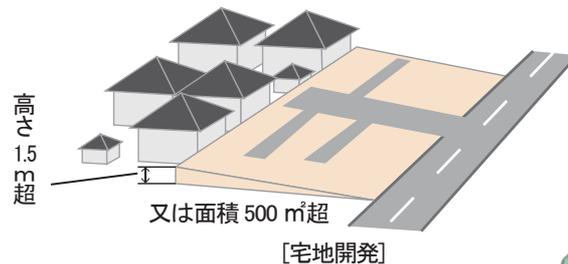
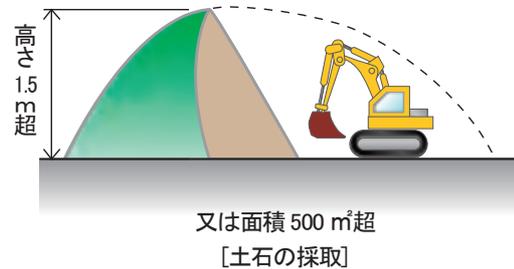


■重点地区

対象となる規模

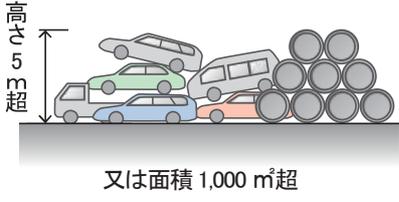
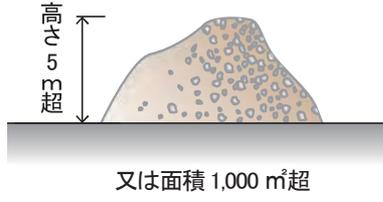
- ・当該行為に係る面積が 500 m²を超え、又は高さが 1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの

- ・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、水面の埋立て

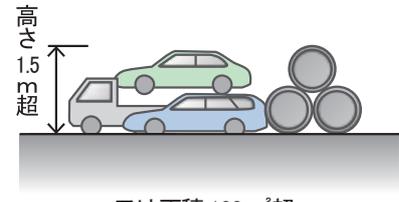
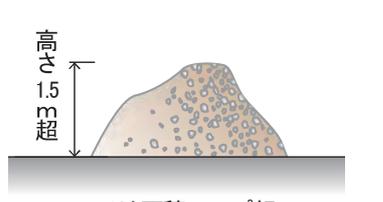


4-4. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の堆積

■普通地区

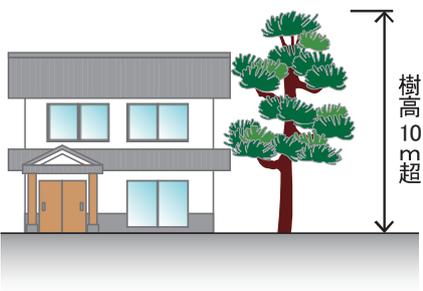
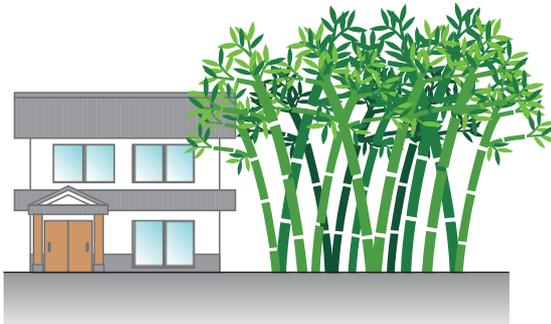
対象となる規模
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件の高さ 5m を超えるもの、又は当該行為に係る部分の土地（水平投影面積）の面積 1,000 m²を超えるもの （国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から 100 m以内の区域における行為）
 

■重点地区

対象となる規模
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件の高さ 1.5m を超えるもの、又は当該行為に係る部分の土地（水平投影面積）の面積 100 m²を超えるもの
 

4-5. 木竹の伐採

■重点地区

対象となる規模
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ 10m を超えるもの、又は伐採面積が 500 m² を超えるもの
 

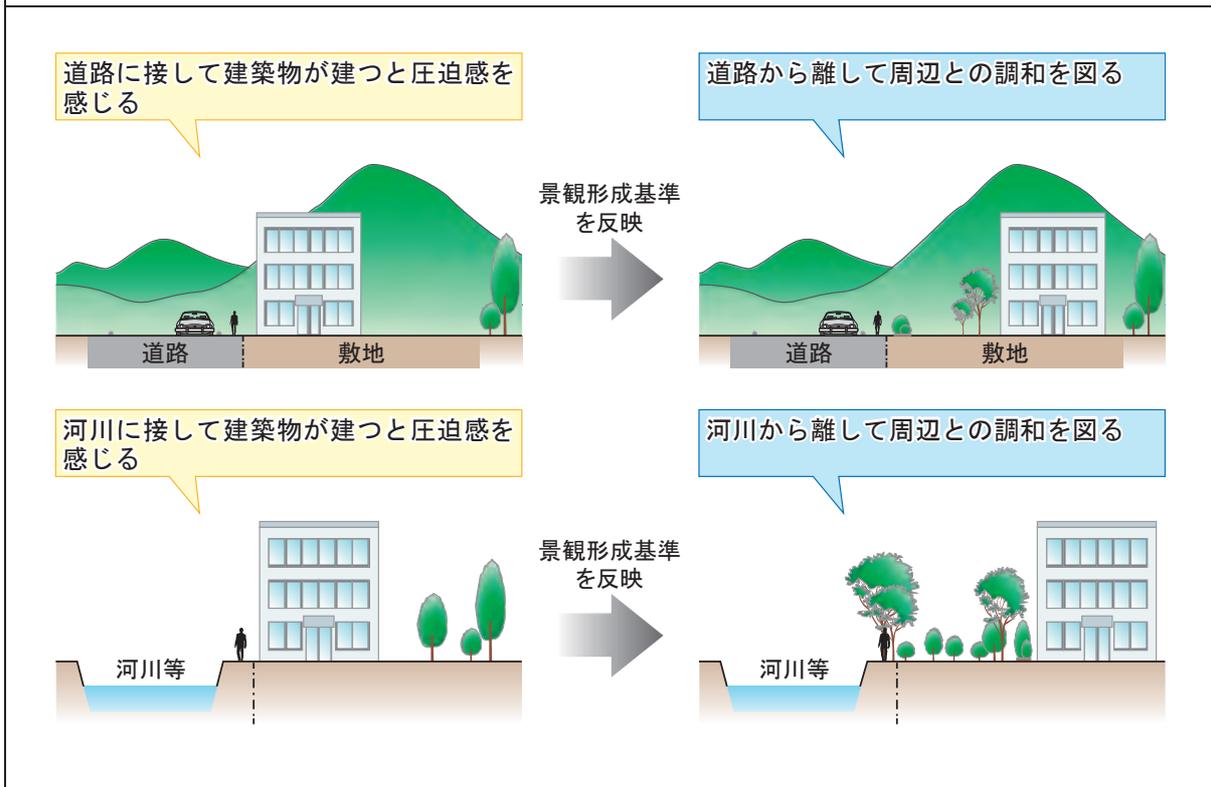
5. 景観形成基準の解説

5-1. 普通地区の景観形成基準

建築物・工作物

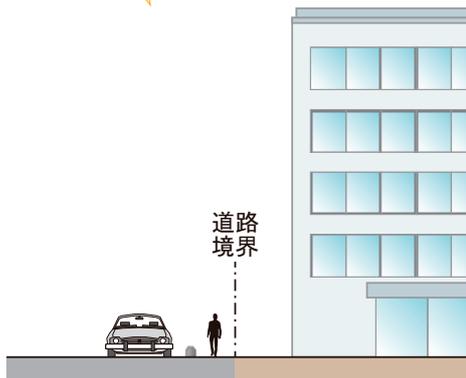
位置

・周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。



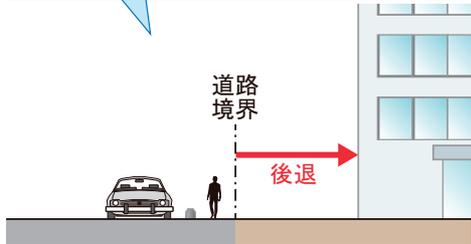
- ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。

道路境界線近くに建築物が位置し、歩行者に圧迫感を与えている



景観形成基準を反映

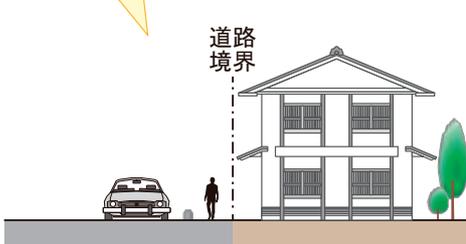
建築物の壁面を後退させることで、圧迫感を軽減する



植栽の設置や建築物の上層階を後退させることで、圧迫感を軽減する

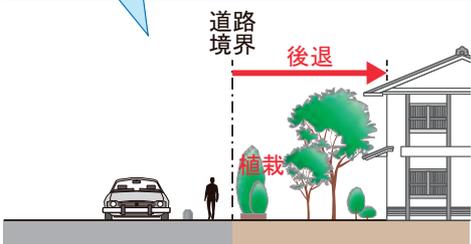


道路境界線近くに建築物が位置し、歩行者に圧迫感を与えている

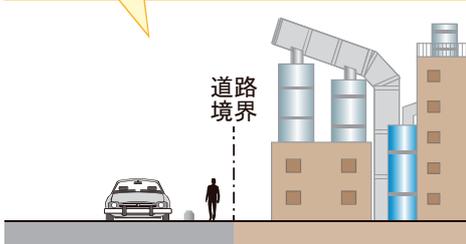


景観形成基準を反映

建築物の壁面を後退させることで、圧迫感を軽減する

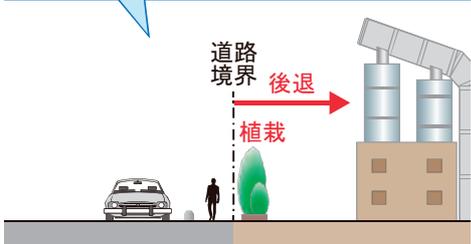


道路境界線近くに工作物が位置し、歩行者に圧迫感を与えている

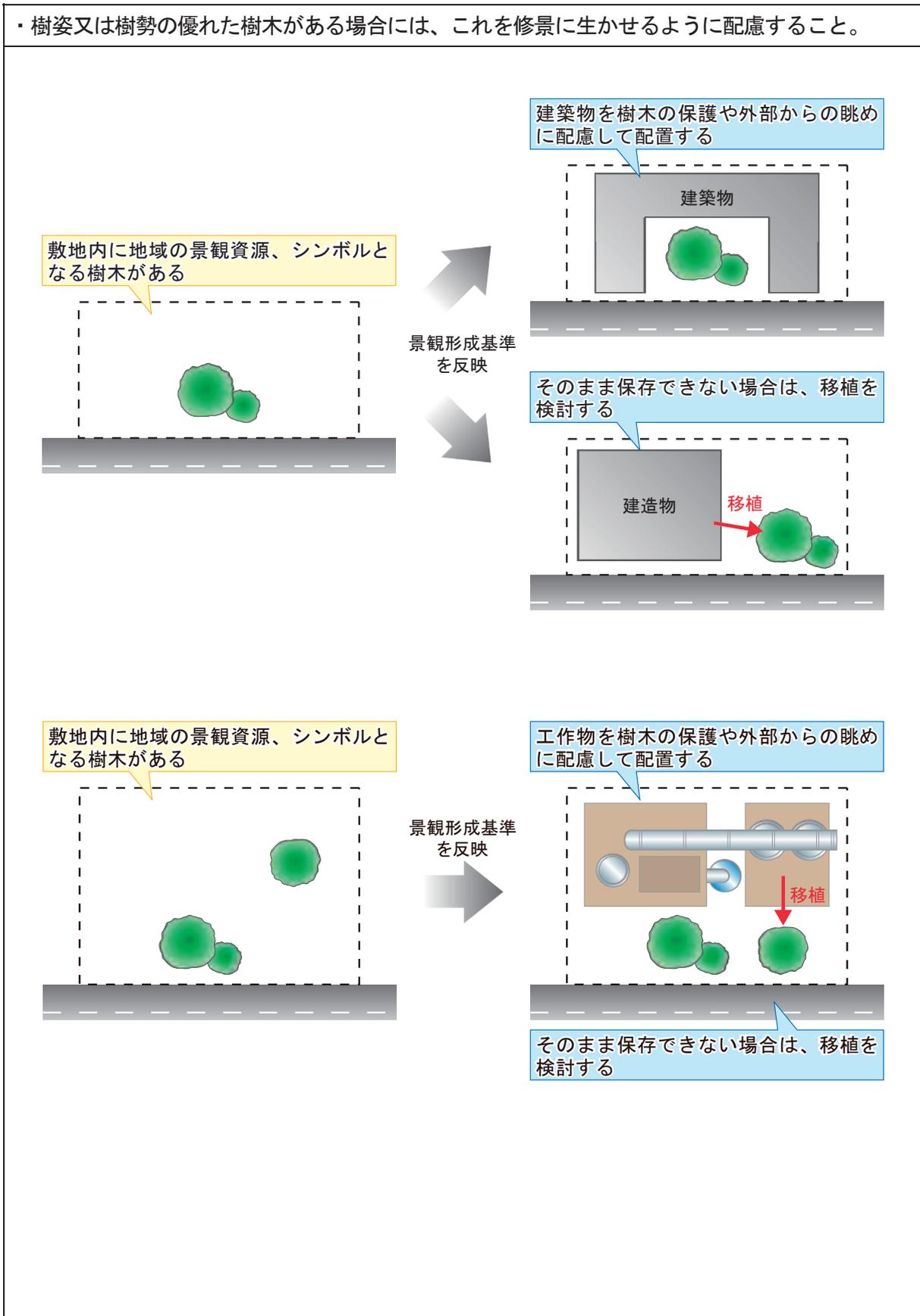


景観形成基準を反映

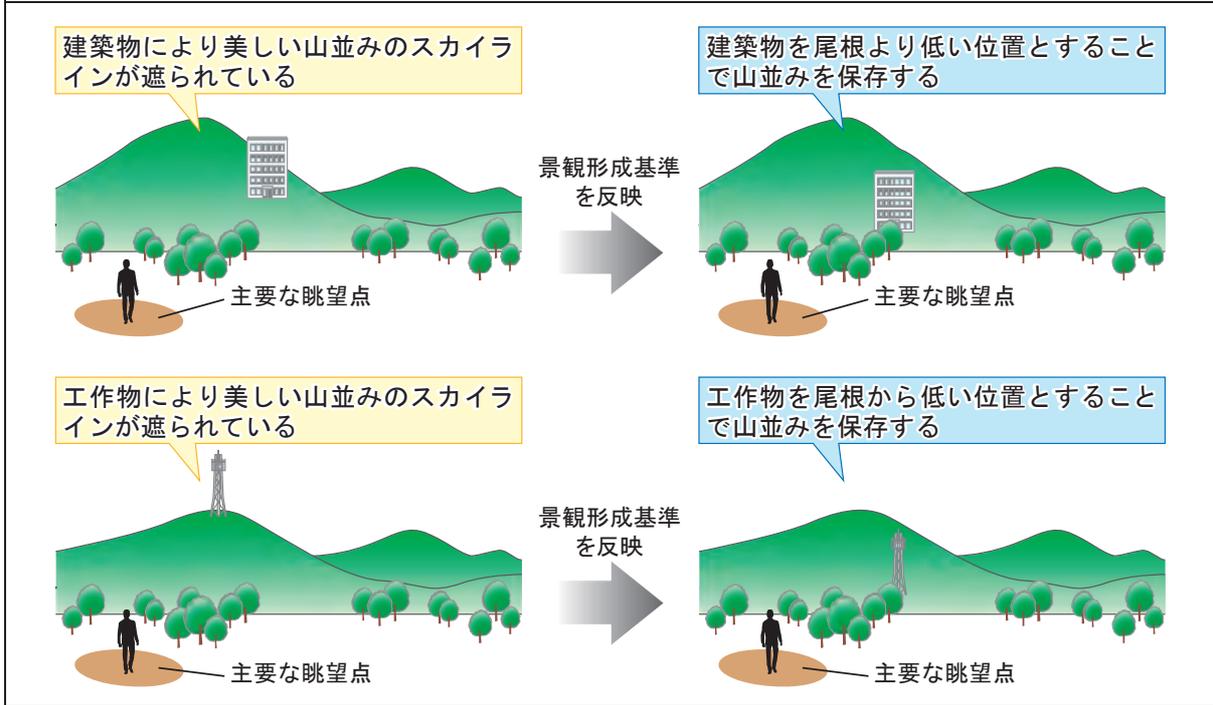
工作物の壁面を後退させることで、圧迫感を軽減する



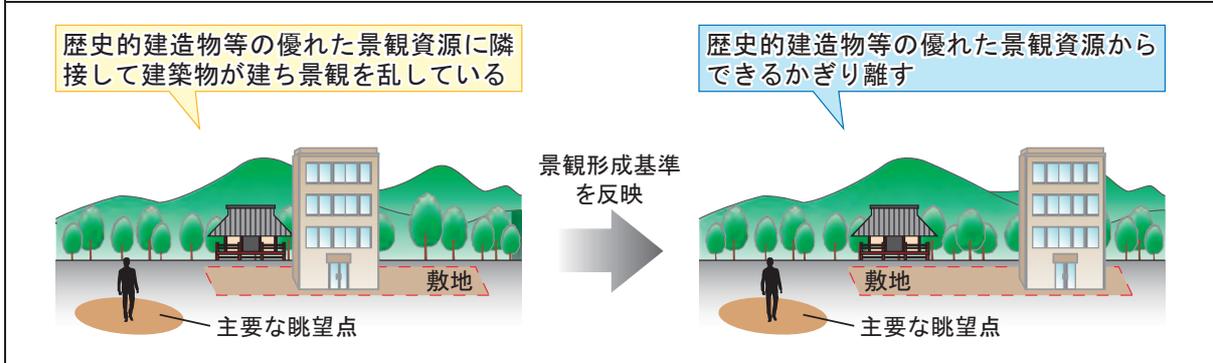
- ・ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。



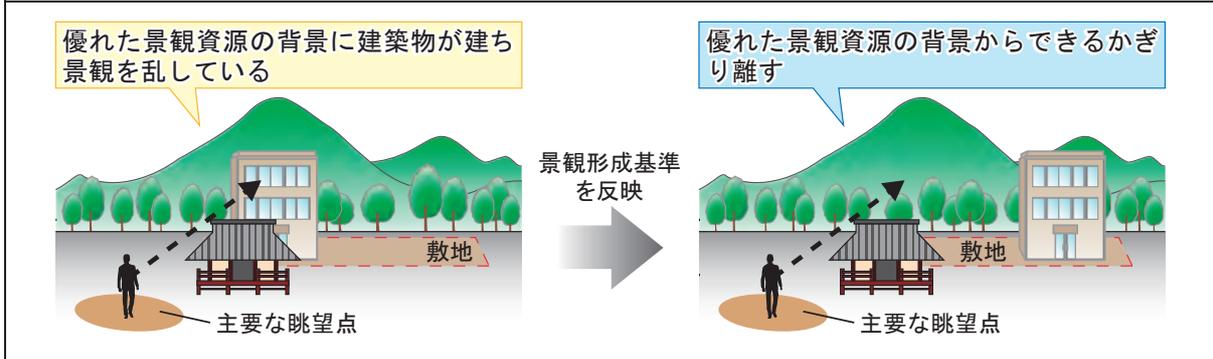
- ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。



- ・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。

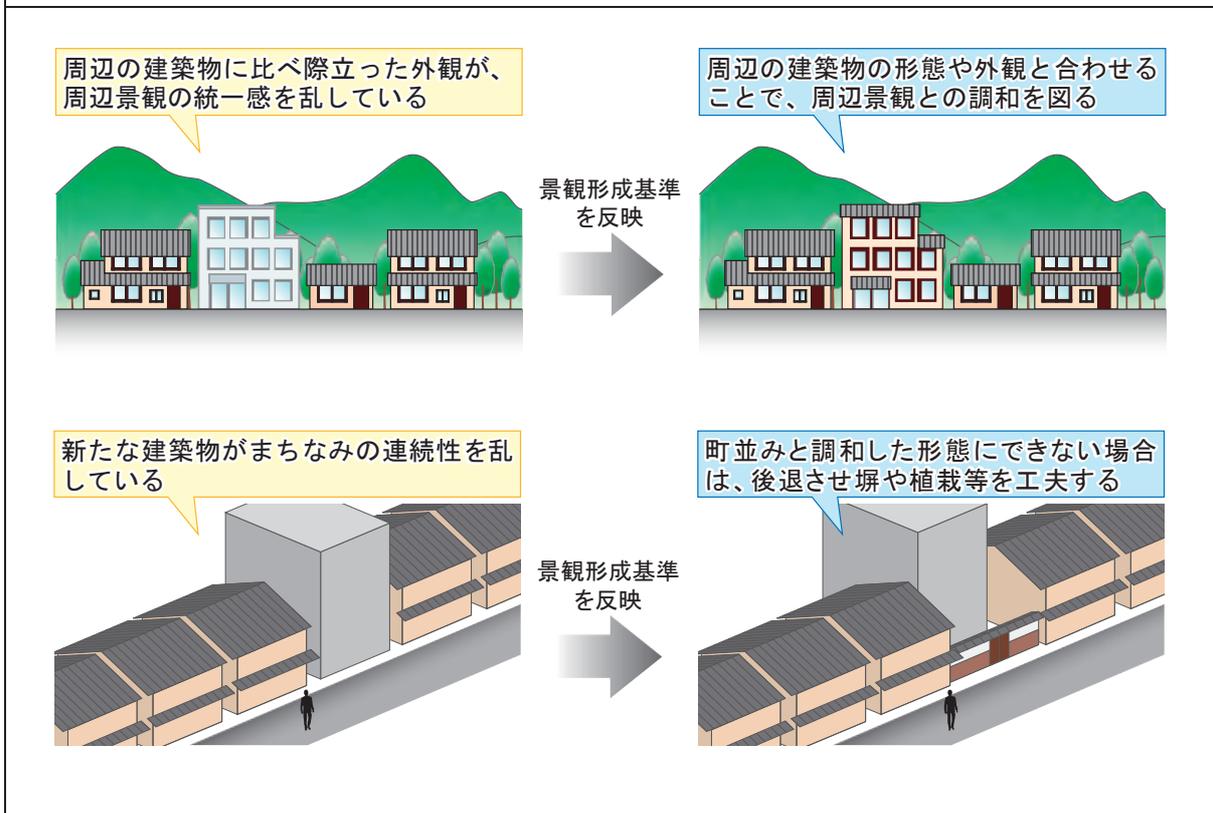


- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。

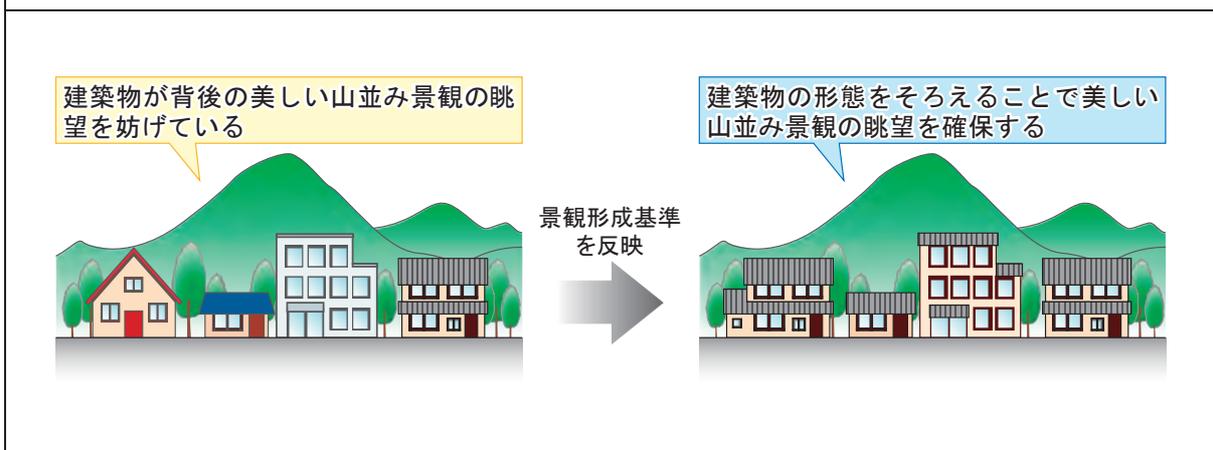


形態

- ・ 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。

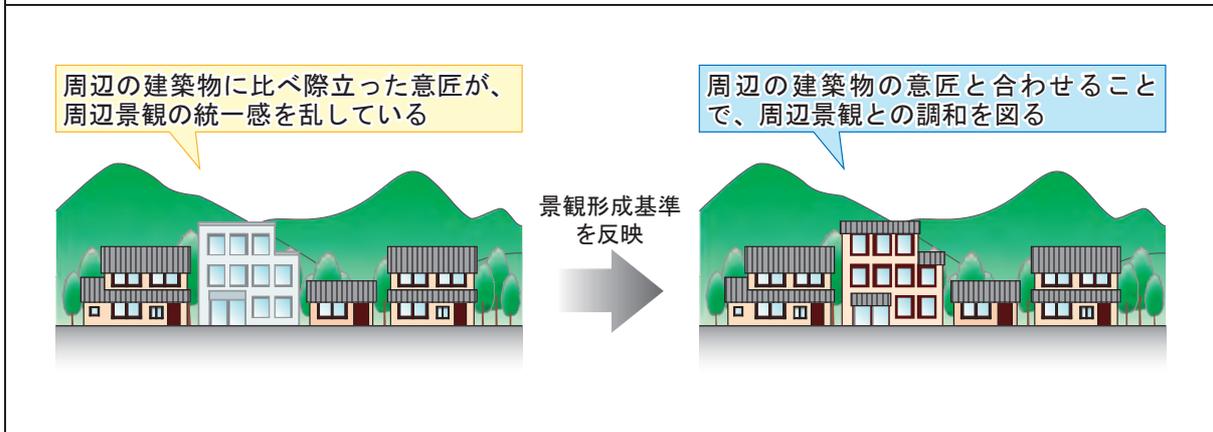


- ・ 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した形態とすること。

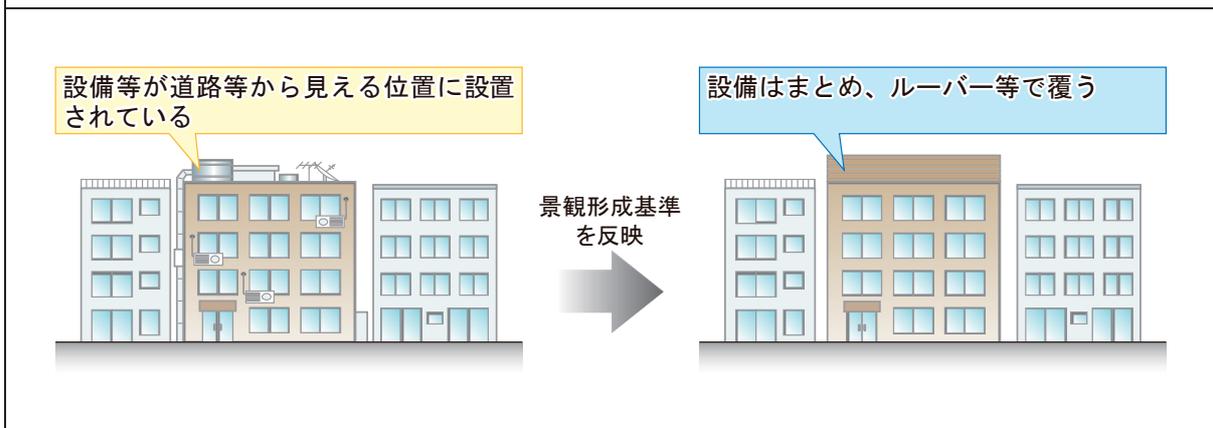


意匠

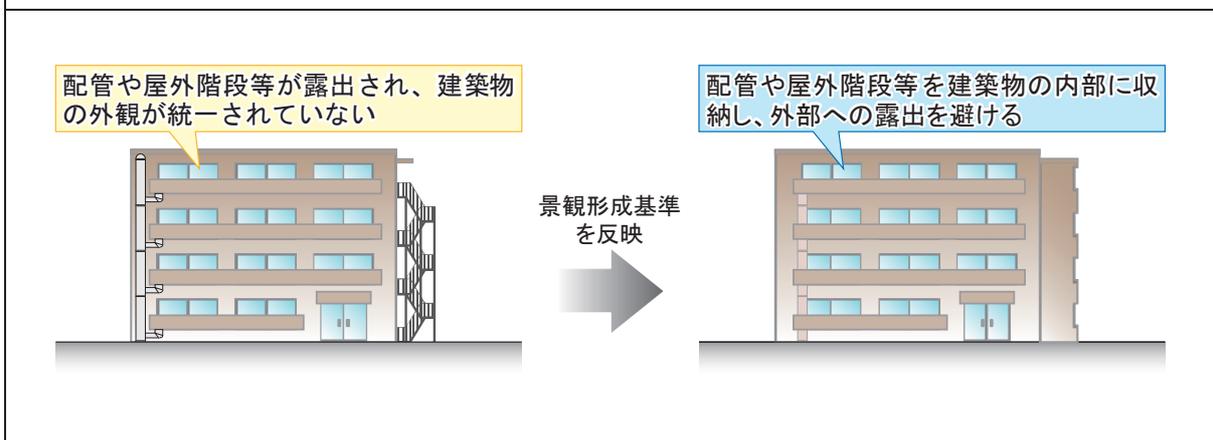
- ・建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。



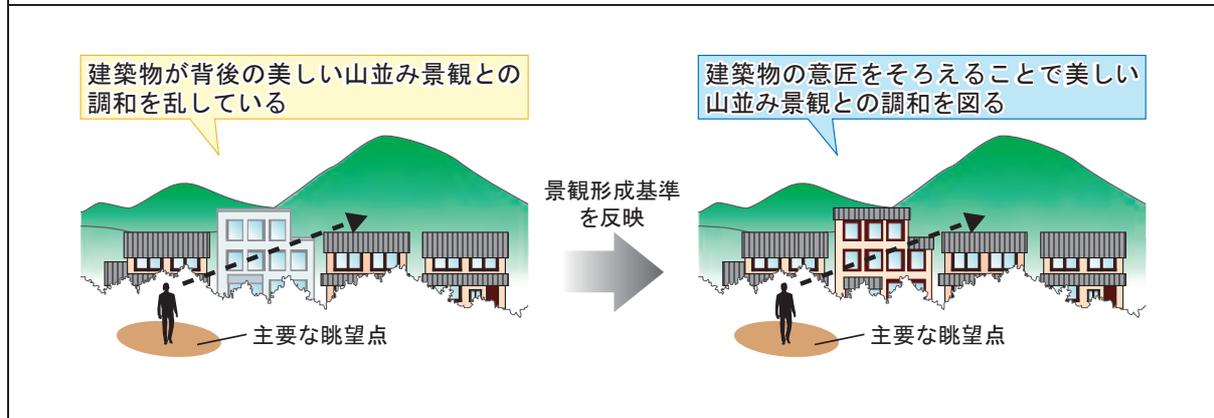
- ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。



- ・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。

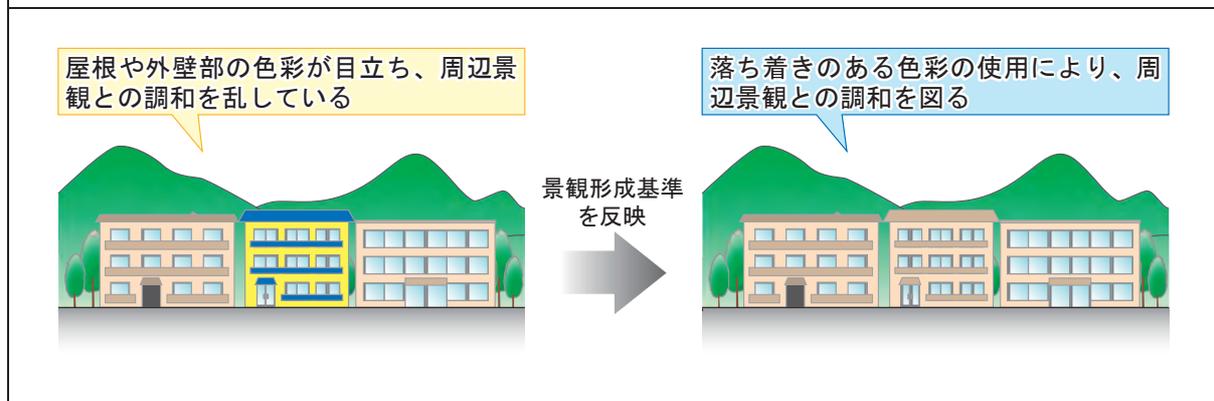


- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した意匠とすること。

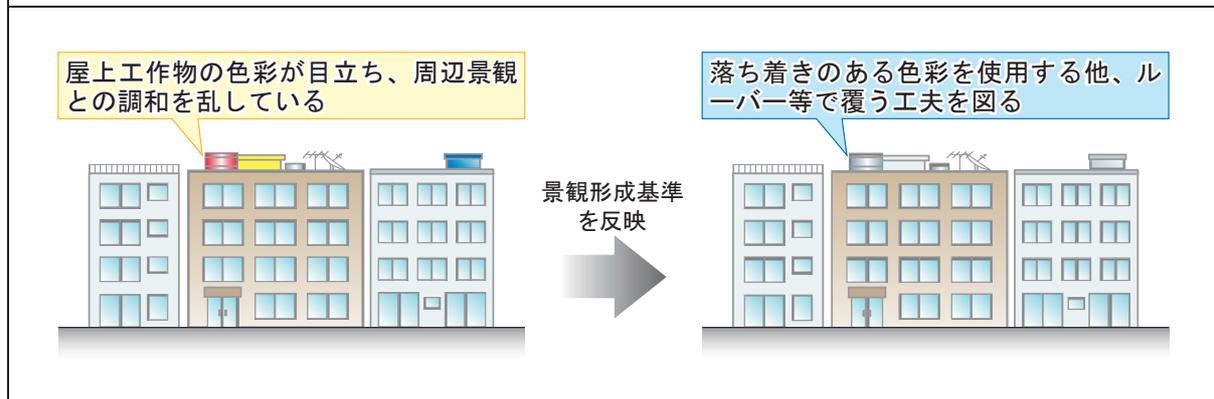


色 彩

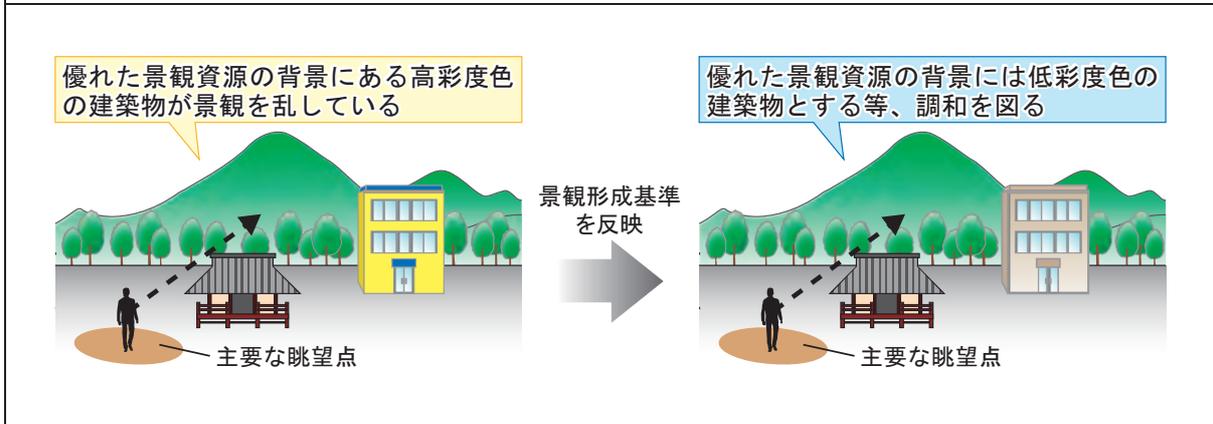
- ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。



- ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。

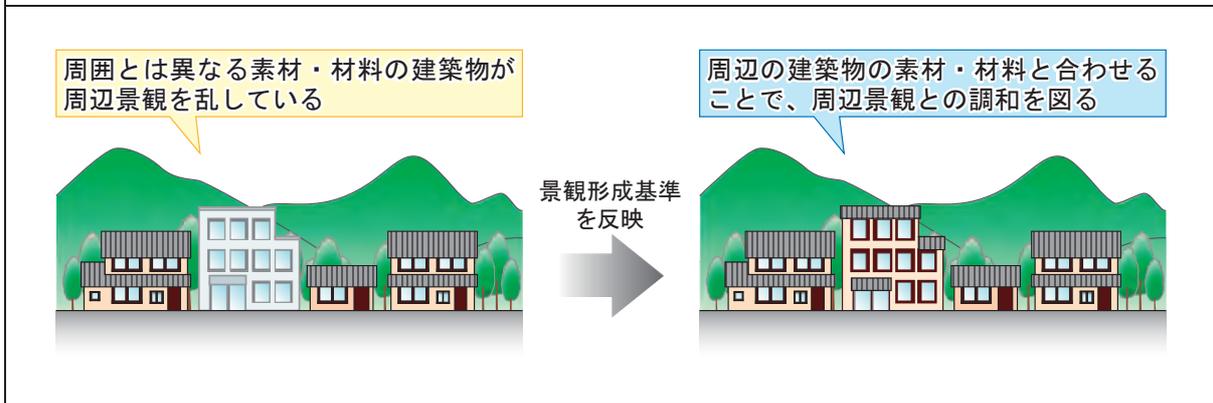


- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。



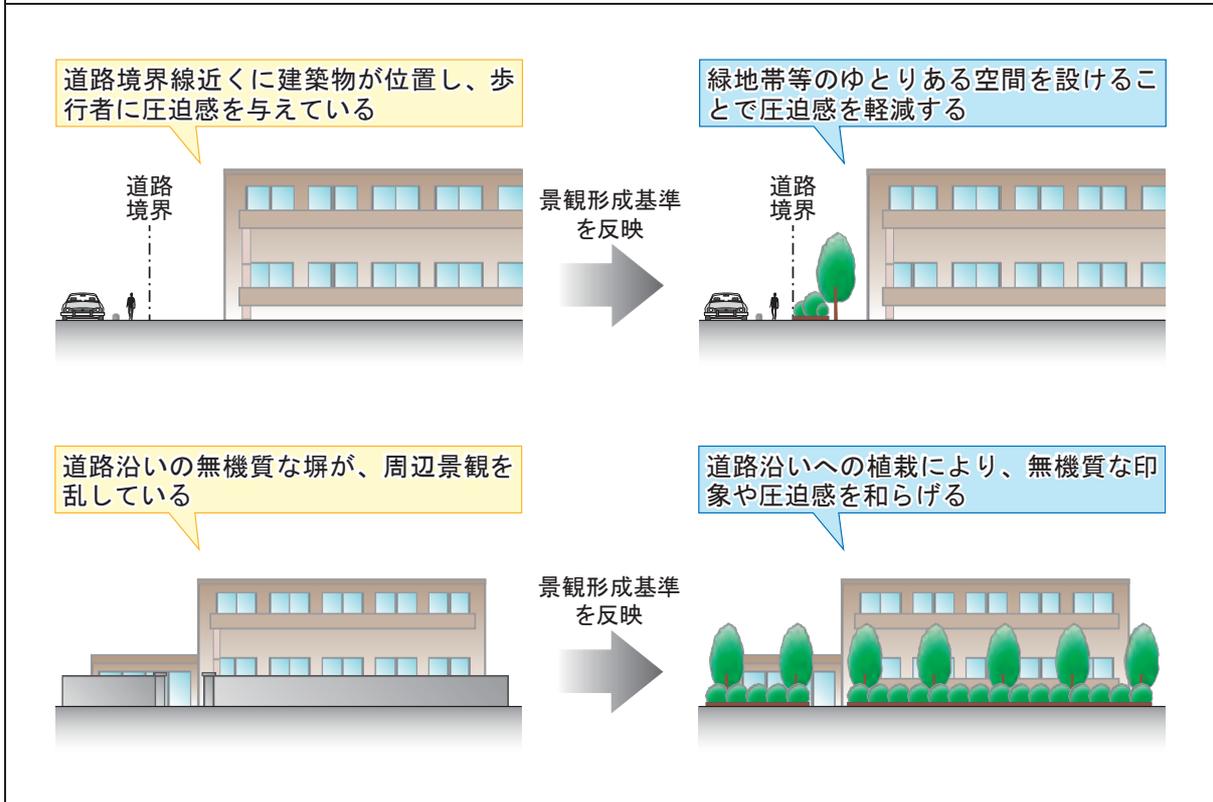
素材及び材料

- ・周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。
- ・地域の優れた景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。
- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した素材及び材料とすること

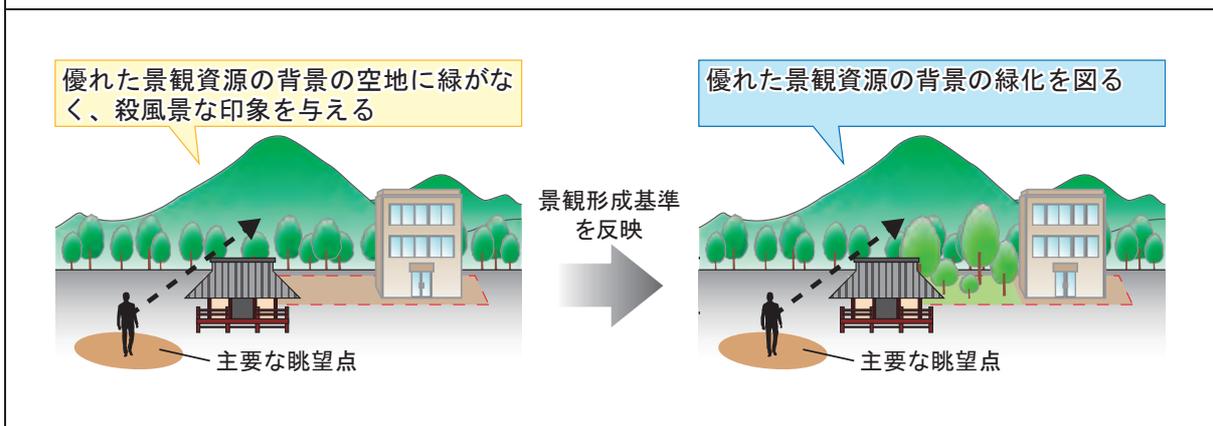


敷地の緑化

- ・道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。



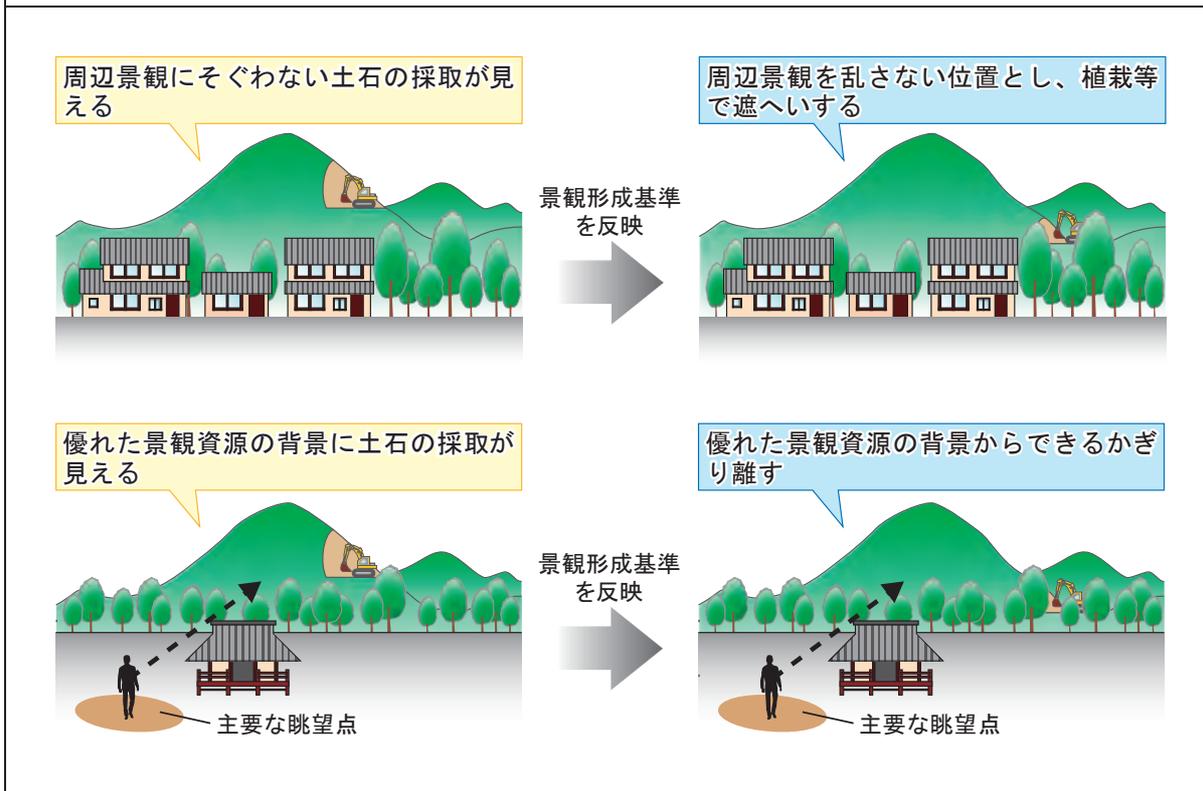
- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。



土石の採取、鉱物の掘採

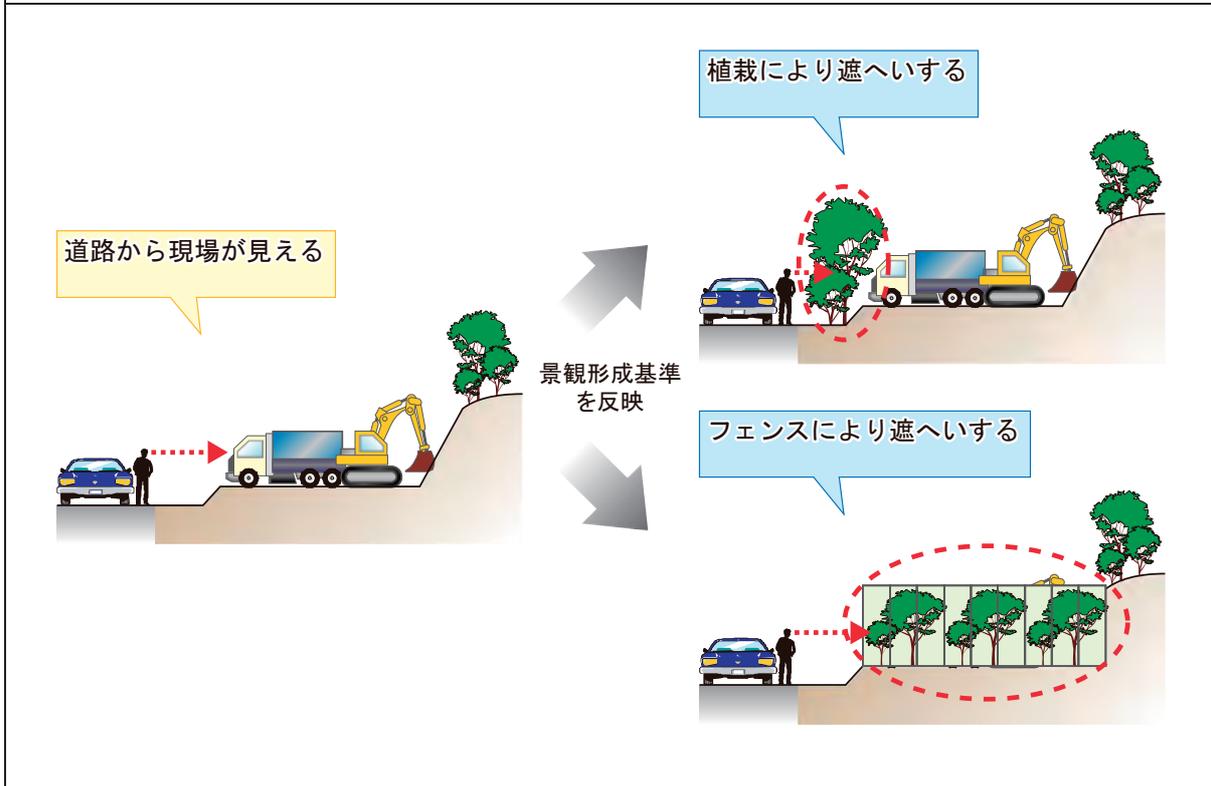
採取・掘採の方法

- ・周辺の景観を乱さないような方法とすること。
- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。



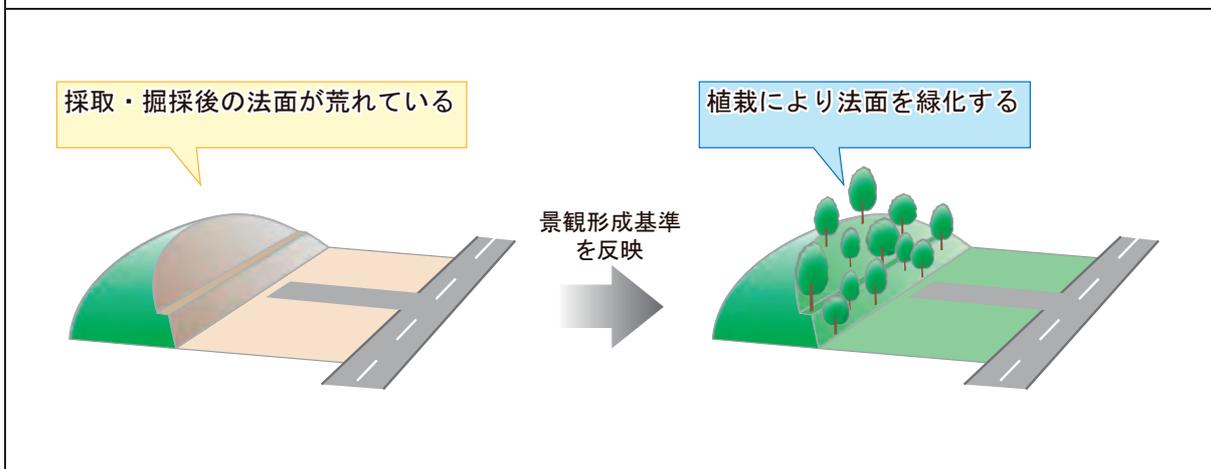
遮へい

- ・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。
- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。



事後処理

- ・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。
- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。

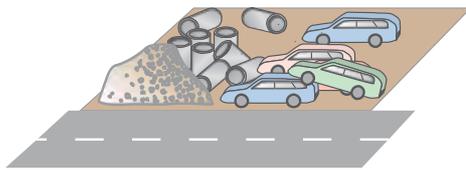


屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

堆積の方法

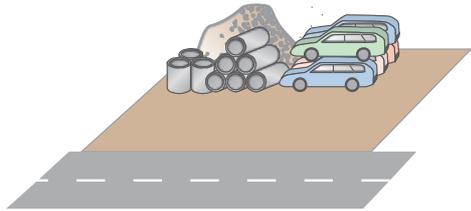
- ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。
- ・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。

道路近くに無造作に積まれた土石・廃棄物等が見える



景観形成基準を反映

道路から離して、土石・廃棄物等を整然と置く



- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。

優れた景観資源の背景に無造作に積まれた土石・廃棄物等が見える



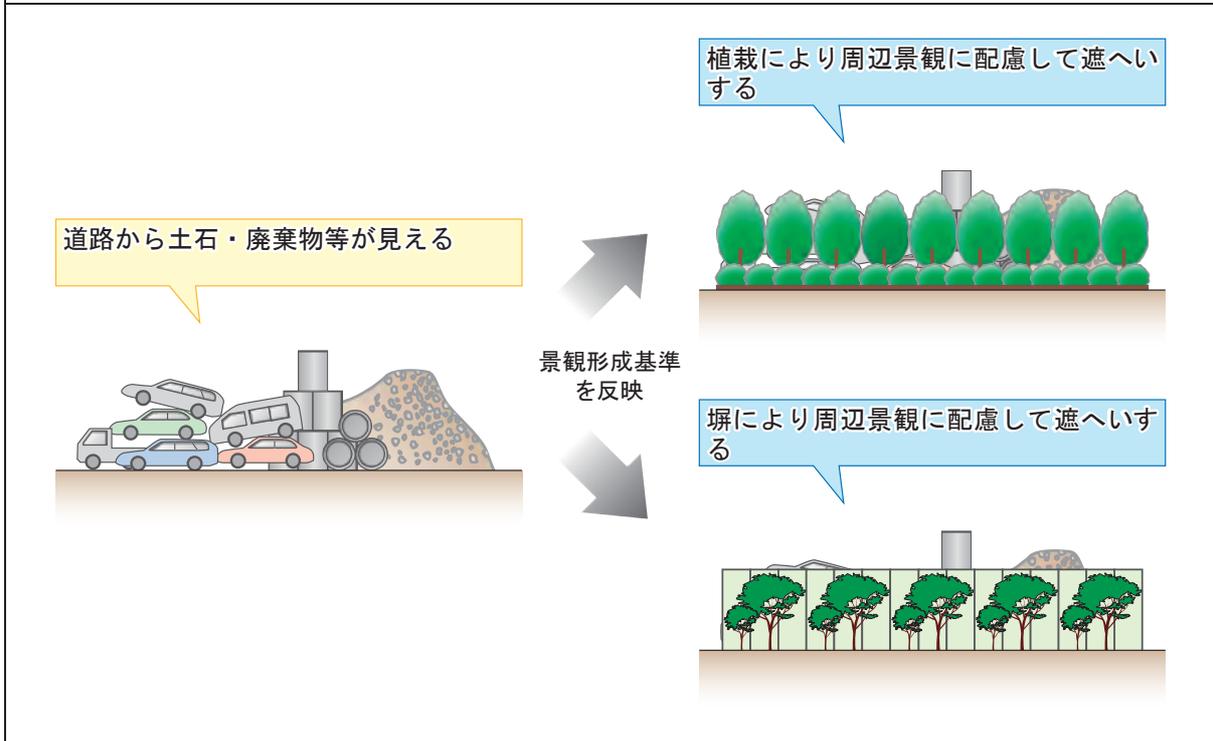
景観形成基準を反映

優れた景観資源の背景からできるかぎり離して整然と置き、植栽等で遮へいする



遮へい

- ・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。

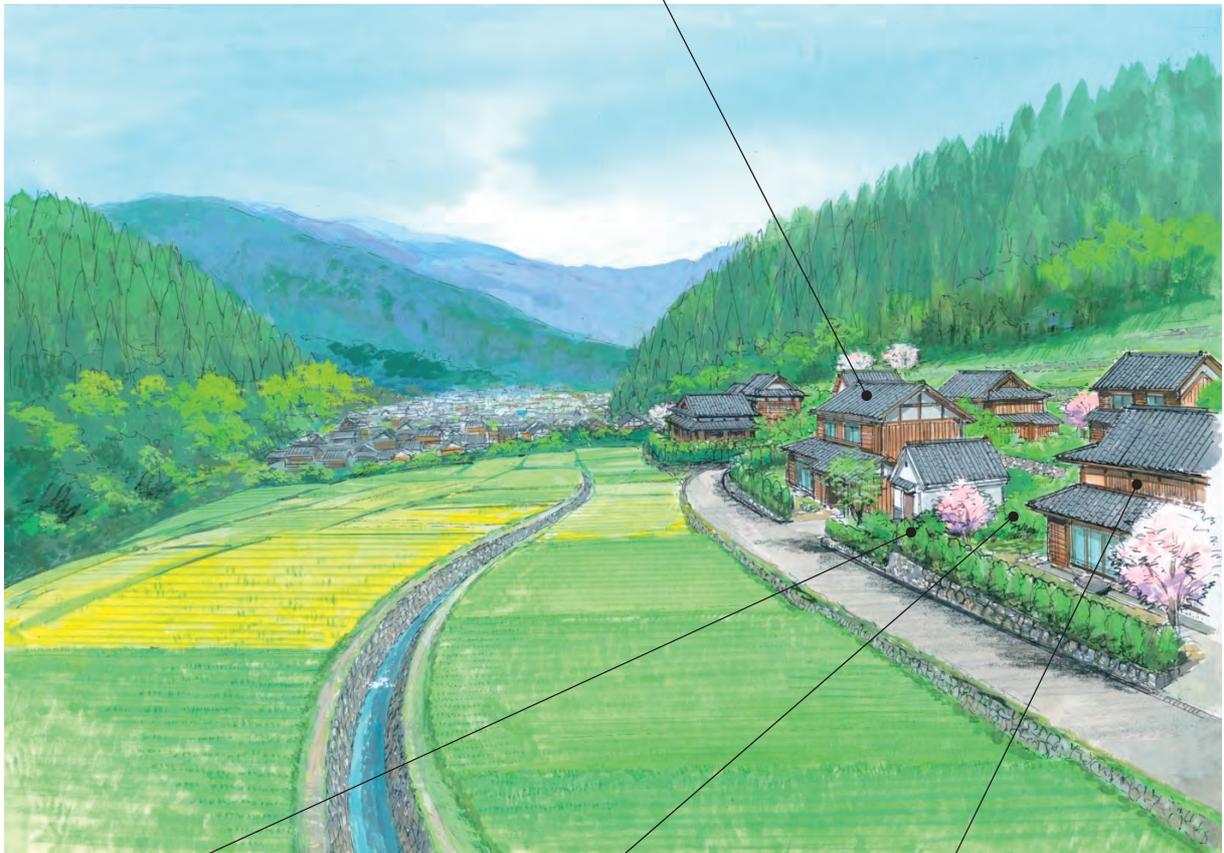


5-2. 重点地区の景観形成基準

(1) 高梁城下町地区の景観形成図

■自然緑地景観形成ゾーン

- 高さをできるだけ抑えて地区内の自然景観との調和を図ること。
- 原則として勾配屋根とし、適切な軒の出を有すること。



- 道路境界線及び隣接境界線からできるだけ多く後退し、ゆとりのある空間を確保すること。
- 敷地の周囲には、中・高木や生垣による緑化に努めること。

- 建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間を確保すること。

- 木材や石材、土等の自然素材もしくはこれを模したもの等を取り入れること。

■歴史的町並み景観形成ゾーン	①景観形成道路の沿道
	①を除く地区

○町並みの連続性や通りからの見え方に配慮した高さや規模とし、本地区の伝統的建築物の高さより突出しないように配慮すること。

○原則として、和瓦葺き勾配屋根とし、適切な軒の出を有し、和瓦の色彩は黒色、灰色（いぶし銀）、こげ茶色もしくはこれに類した落ち着いた色彩を用いるように配慮すること。



○壁面の位置を揃え、通りに面して連続性のある町並みの形成に配慮すること。
○伝統的様式を継承、取り入れた意匠とすること。

○木材や土等の自然素材もしくはこれを模したものを取り入れること。

■ 駅周辺景観形成ゾーン

(1) 駅西側（駅前大通りの沿道）

基本事項：

来訪者に本市の第一印象を与え、また歴史的な町並みへつなぐ玄関口として、にぎわいの中にも落ち着きを感じられる魅力ある町並み景観の形成に努めること。

○勾配屋根もしくはこれに模したものを設けること。
(通りに面して切妻平入りを原則とする。)

○できるだけ壁面の位置を揃え、通りに面して連続性のある町並みの形成に配慮すること。



○道路等の公共施設に面する部分は、積極的に緑化措置を講じること。

○城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。

○低層部の軒高等の高さを揃えるなど町並みの連続性に配慮すること。

■ 駅周辺景観形成ゾーン (2) 駅西側（城見通りの沿道）

基本事項：

来訪者に本市の第一印象を与え、また歴史的な町並みへつなぐ玄関口として、にぎわいの中にも落ち着きが感じられる魅力ある町並み景観の形成に努めること。

○城見通りの主要な交差点からの臥牛山の眺望を妨げない規模とすることに配慮すること。

○勾配屋根もしくはこれに模したものを設けること。
(通りに面して切妻平入りを原則とする。)



○道路境界線からできるだけ後退し、道路に面してゆとりのある空間を確保するように努めること。

○城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。

○道路等の公共施設に面する部分は、積極的に緑化措置を講じること。

■ 駅周辺景観形成ゾーン

(3) 駅東側（高梁駅松連寺線の沿道）

基本事項：

新たなまちなか生活エリアとして、愛宕山や松連寺の眺望を活かした潤いとゆとりのある町並み景観の形成に努めること。

○高梁駅松連寺線からの愛宕山と松連寺の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。

○原則として勾配屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。
(通りに面して切妻平入りを原則とする)



○道路等の公共施設に面する部分は、積極的に緑化措置を講じること。

○城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。

○道路境界線からできるだけ後退した位置とし、道路に面してゆとりのある空間を確保するように努めること。

(2) 高梁城下町地区の景観形成基準

高梁城下町地区では、地区の特性を活かした重要な景観形成基準を抜粋して説明します。

景観形成基準の解説を分かりやすくするために、3つの景観形成ゾーンを次のように略称名で示しています。

景観形成ゾーン名		略称名	
自然緑地景観形成ゾーン		自然緑地	
歴史的町並み 景観形成ゾーン	①景観形成道路の沿道	歴史的町並み	①景観形成道路
	①を除く地区		①を除く地区
駅周辺景観形成ゾーン	駅前大通りの沿道	駅周辺	駅前大通り
	城見通りの沿道		城見通り
	高梁駅松連寺線の沿道		高梁駅松連寺線

なお、「歴史的町並み景観形成ゾーン」「駅周辺景観形成ゾーン」の各ゾーン内で、景観形成基準が共通する場合は、次のように表記しています。

景観形成ゾーン名	略称名
歴史的町並み景観形成ゾーン	歴史的町並み(共通)
駅周辺景観形成ゾーン	駅周辺(共通)

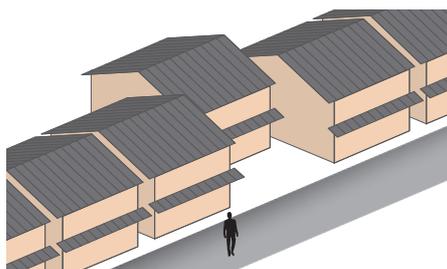
建築物・工作物

位置

ゾーン名		景観形成基準
歴史的町並み	①景観形成道路	・伝統的な町家が残る地区では、壁面の位置を揃え、通りに面して連続性のある町並みの形成に配慮すること。やむを得ず壁面線を後退させる場合は、周辺の景観に調和した門や塀等を設置し、町並みの連続性にできるだけ努めること。

歴史的町並みを残す景観形成道路の沿道では、建築物の壁面の連続性が景観特性の一つとなっています。そのため、町並みの全体的な統一感を保つ上で、建築物の壁面の位置を揃えることが重要なポイントとなります。

やむを得ず建築物を後退させる場合は、周辺景観と調和した門や塀を設置するなど、通りの連続性の確保に配慮することが必要です。



建築物の後退により、歴史的町並みの連続が損なわれる



周辺の景観と調和した門や塀を設置した例

ゾーン名		景観形成基準
駅前周辺	駅前大通り	・駅前大通りの沿道は、できるだけ壁面の位置を揃え、通りに面して連続性のある町並みの形成に配慮すること。

建築物の新築や増築等を行う場合は、町並みの統一感を保つ上で、通り全体での壁面の連続性に配慮することが必要です。

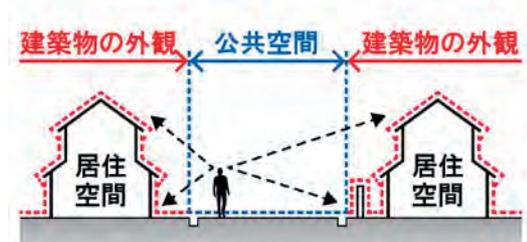


壁面の位置を揃えることで連続性のある町並みを形成している例

ゾーン名		景観形成基準
駅周辺	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; display: inline-block;">城見通り</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; display: inline-block;">高梁駅松連寺線</div>	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線からできるだけ後退した位置とし、道路に面してゆとりのある空間を確保するように努めること。

街路の景観は、歩道や車道による公共空間と建築物の外観から構成され、これらが町並みの骨格を形成しています。

歩道幅員や植栽帯、道路境界と建築物との間のゆとりある空間は、良好な街路景観を形成する上で、重要な要素となります。



城見通りの沿道は、既に道路境界部にゆとりある空間をもつ建築物があります。また、高梁駅松連寺線は、新たなまちなか生活エリアとして沿道に建築物の立地が期待され、建設に際してゆとりある空間を確保していくことが可能です。

そのため、城見通りと高梁駅松連寺線の沿道において、建築物の新築等を行う場合、できるだけ道路境界と建築物の間に緑化空間等のゆとりを確保する等、良好な街路景観の形成に配慮することが必要です。



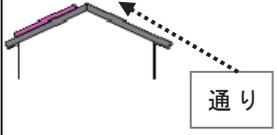
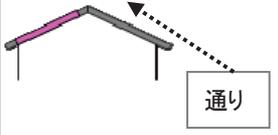
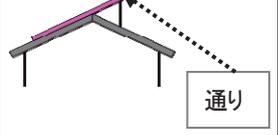
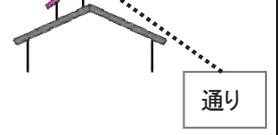
道路境界線から建築物を後退させることで、ゆとりある空間を確保している例

太陽光パネルの位置

ゾーン名		景観形成基準
歴史的町並み	①景観形成道路	・ 太陽光パネル等を屋根面に設ける場合は、通りから目立たないように配置を工夫すること。
駅周辺(共通)		

屋根瓦は、建築物の外観を形成する重要な要素となります。その屋根瓦の上に設置する太陽光パネルや太陽熱温水器は、屋根瓦の美しさを損ねることもあります。

そのため、町並みを形成する上で重要な骨格となる通りに面している建築物に、やむを得ず太陽光パネルや太陽熱温水器を設置する場合には、通りから目立たないように配慮することが必要です。

屋根密着型	屋根材一体型	独立設置型	独立設置型
 通り	 通り	 通り	 通り
			
○	○	×	×

規 模

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	・ 自然緑地景観を生かせるように、建ぺい率 ^{*注} をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図ること。
歴史的町並み(共通)	・ 緑豊かな町並み景観として、植栽等を施せるように建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図ること。

植栽等による緑は、町並みに潤いとゆとりを与える重要な要素となります。

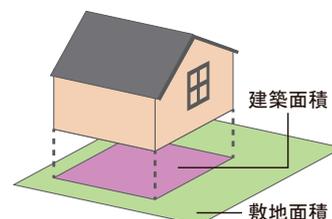
そのため、建築物の新築や増築等を行う場合、できるだけ建ぺい率を低く抑え、緑化空間の確保に努める必要があります。



建ぺい率を低くし敷地内の緑化を図っている住宅地

*注 建ぺい率：敷地面積に対する建築物を真上から見たときの水平投影面積の比率

$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100(\%)$$



ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	・ 高さをできるだけ抑えて、地区内の自然景観との調和を図ること。

自然緑地景観形成ゾーンは、四季折々に美しい姿を見せる山々や農地から構成され、城下町の趣ある景観を引き立たせる重要な背景となっています。

建築物の新築や増築等を行う場合、建築物の高さをできるだけ抑え、周囲の自然景観との調和に配慮することが必要です。

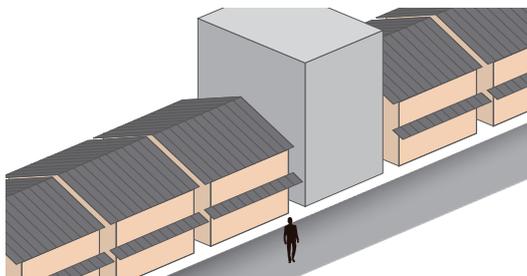


周囲の自然景観と調和する低層の住宅

ゾーン名		景観形成基準
歴史的町並み	①景観形成道路	・町並みの連続性や通りからの見え方に配慮した高さや規模とするとともに、本地区における伝統的建築物の高さより突出しないように配慮すること。
	①を除く地区	・周囲の町並みから著しく突出した高さとならないように配慮すること。

歴史的町並みの特徴の一つに、通りから見える建築物の高さや規模が揃った町並みの連続性があります。伝統的建築物の高さは建築年、建築様式により違いはあるものの概ね木造2階建ての建築物が多く見られます。

そのため、建築物の新築や増築等を行う場合、できるだけ伝統的建築物の高さより突出しないように配慮することが必要です。



周囲の高さや規模と異なる建築物によって町並みの特徴が失われる



木造2階建ての建築物で揃う町並み景観

ゾーン名		景観形成基準
歴史的町並み	①を除く地区	・南町近似線から薬師院及び松連寺、愛宕山の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。
駅周辺	高梁駅松連寺線	・高梁駅松連寺線からの愛宕山と松連寺の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。

薬師院や松連寺には、城郭を思わせる壮大な石垣が築かれ、背景となる緑豊かな愛宕山と一体となった優れた景観を形成しています。

これらの寺院や山並みを見通せる南町近似線と高梁駅松連寺線の沿道において、建築物の新築や増築等を行う場合、できるだけ見通しを確保する高さや規模に配慮することが必要です。



南町近似線からの眺望



南町近似線と高梁駅松連寺線

ゾーン名		景観形成基準
駅周辺	駅前大通り	・駅前大通りの沿道は、隣接する建築物の低層部の軒高や日よけテントの高さを揃えるなど、町並みの連続性に配慮すること。

町並みの全体的な統一感を保つ上で、建築物の壁面の位置や高さに加え、低層部の軒高を揃えることも重要なポイントとなります。

建築物の新築や増築等を行う場合、低層部（1階、2階）の軒高の連続性の確保に配慮することが必要です。また、日よけテントを設ける場合においても、軒高の連続性を確保する高さに配慮することが必要です。



軒高を揃え町並みの連続性を持たせる



軒高を揃えた例

ゾーン名		景観形成基準
駅周辺	城見通り	・城見通りの主要な交差点からの臥牛山の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。

城見通りは、備中高梁駅と主要な観光地を結び、市民のみならず来訪者も多く利用する重要な道路です。この通りの景観上のポイントは臥牛山の眺望にあります。

城見通りの沿道は、建築物の新築や増築等を行う場合、多くの人が立ち止る市役所前交差点と市役所北交差点からの臥牛山の眺望を妨げない高さや規模に配慮することが必要です。



市役所北交差点からの臥牛山の眺望

形態

ゾーン名		景観形成基準
歴史的町並み	①景観形成道路	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として本地区における伝統的建築物に類した形態とするとともに、通りごとの町並みのまとまりに配慮した形態とすること。 ・伝統的建築物が比較的まとまって残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、その伝統的様式を継承し、もしくは取り入れた形態とするように努めること。
	①を除く地区	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として本地区における伝統的建築物に類した形態とすること。

本町や石火矢町等の伝統的建築物が残る地区では、町並みの保存・修景等の取り組みが続けられ、本市固有の景観が継承されています。そのため、これらの地区で建築物の新築や増築等を行う場合は、伝統的建築物の瓦屋根、しっくい壁、板張り壁を基本とする和風の形態を継承し、町並みの保全に配慮することが必要です。



本町通りの建築物等
(切妻屋根、格子窓、引き戸)



武家屋敷通りの建築物等
(石垣と土壁、瓦葺き門、引き戸)

ゾーン名	景観形成基準
駅周辺(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の眺望景観と調和した外観とし、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。

備中高梁駅周辺は、地域を代表する山々や寺院等の景観資源を有しています。そのため、建築物の新築や増築等を行う場合は、それらの見通しを遮らない高さや規模に加え、切妻屋根による和風の建築形態を基本に、周辺景観との調和に配慮することが必要です。

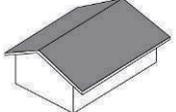
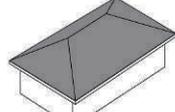
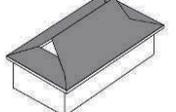
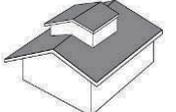


切妻屋根に庇等を設け全体に和風の形態としている例

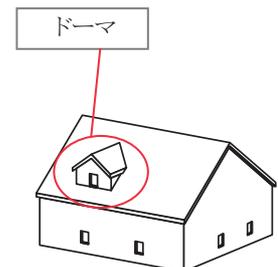
屋根の形態

ゾーン名		景観形成基準
自然緑地		<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として勾配のある屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。
歴史的町並み	①を除く地区	
	①景観形成道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として和瓦葺き勾配屋根、もしくはこれに類したものとするとともに、適切な軒の出を有すること。
駅周辺	駅前大通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根、もしくはこれに模したものをできるだけ設けるように努めること。
	城見通り	
	高梁駅松連寺線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として勾配屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。

建築物の新築や増改築等を行う場合は、周辺景観との調和や和風の趣のある屋根の形態に配慮する必要があります。そのため、下記のとおり屋根の形態は切妻屋根を基本とし、片流れや陸屋根はできるだけ避けるものとします。なお、屋根面は通りに対して平入りを基本とします。

屋根の形態					
ゾーン名		切妻屋根	寄棟屋根	入母屋屋根	越屋根
自然緑地		○	○	○	○
歴史的町並み	①景観形成道路	○	○	○	×
	①を除く地区	○	○	○	○
駅周辺	駅前大通り	○	○	○	○
	城見通り	○	○	○	○
	高梁駅松連寺線	○	○	○	○

いずれのゾーンにおいても、ドーム等は設置しないこととします。



意匠

ゾーン名	景観形成基準
歴史的町並み(共通)	・大規模建築物は、道路及び隣地との間に空間を持たせ、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また、平滑で大きな壁面が生じないよう、目地を設ける等、陰影効果のある壁面の処理を工夫することにより、自然物や歴史的建造物の意匠との調和を図ること。
駅周辺(共通)	・大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。

集合住宅や商業業務ビル等の大規模建築物を新築する場合は、長大な壁面にアクセントとしてなまこ壁等和風の意匠を取り入れ威圧感を和らげる工夫を施すとともに、周辺の歴史的建造物との調和にも配慮が必要です。また、植栽空間の確保、高層部の壁面後退、大きな壁面とならないよう分棟する等により圧迫感を軽減することが必要です。



なまこ壁の意匠を用いた例

ゾーン名	景観形成基準	
歴史的町並み	①景観形成道路	・原則として本地区における伝統的建築物に類した意匠とするとともに、通りごとの町並みのまとまりに配慮した意匠とすること。 ・伝統的建築物が比較的まとまって残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、その伝統的様式を継承し、もしくは取り入れた意匠とするように努めること。
	①を除く地区	・原則として本地区における伝統的建築物に類した意匠とすること。

建築物の新築や増改築等を行う場合は、下記のような意匠を取り入れ、地区の特性を活かすように努めることが必要です。

伝統的建築物の意匠例

<p>いたのれん 板暖簾</p> <p>こうし 格子</p>	<p>むしこまど 虫籠窓</p>	<p>えようもちおくり 絵様持ち送り</p>
	<p>なまこ壁</p>	<p>そでかへ 袖壁</p>

ゾーン名	景観形成基準
<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;"> 駅周辺(共通) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の景観に調和した意匠とするように努めること。 ・ 城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。

備中高梁駅周辺は、高梁らしい城下町の風情を活かした町並み景観の形成をめざしています。そのため、建築物の新築や増築等を行う場合は、板張り壁やなまこ壁等の意匠を取り入れ、開口部は引き戸、窓には格子を設ける等和風の趣が感じられるように配慮することが必要です。



和風の趣のある意匠を取り入れた店舗や集合住宅の例

開口部の意匠例			
格子付引き戸			
格子窓			

色 彩

ゾーン名		景観形成基準
自然緑地		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然の緑や、季節の変化に伴う色彩の変化と調和した落ち着いたものを用いること。
歴史的町並み	①景観形成道路	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、本地区における伝統的建築物の色彩と調和した黒色、灰色（いぶし銀）、こげ茶色、もしくはこれに類した落ち着いた色彩を用いるように配慮すること。 ・外壁は、本地区における伝統的建築物の色彩と調和した白色、灰色、黒色、もしくは木材や石材、土等の自然素材が持つ色彩を基調とした落ち着いたものを用いるように配慮すること。
	①を除く地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区における伝統的建築物の色彩と調和した色彩を用いるように配慮すること。
駅周辺(共通)		<ul style="list-style-type: none"> ・城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材が持つ色彩を取り入れるように配慮すること。

屋根や壁は、下記のような伝統的建築物に施されている素材が持つ色彩を基調として、各ゾーンの景観特性に応じて周辺景観との調和に配慮することが必要です。

屋根の色彩と素材				
素材	和形いぶし日本瓦		石州瓦	
	本葺き	棧瓦	棧瓦	
				
色彩	黒色、灰色(いぶし銀)		黒色	赤褐色

壁の色彩と素材				
素材	しっくい壁	なまこ壁	板張り壁	
				
色彩	白色	灰色	黒色	こげ茶色

素材及び材料

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいものを使用すること。 ・ 反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないように配慮すること。
歴史的町並み(共通)	
駅周辺(共通)	

反射光のある素材及び材料は、鏡のように目立ち、ざらついて周辺景観を損ねることが懸念されるため、建築物の外観部分には使用しないよう配慮することが必要です。



ゾーン名	景観形成基準	
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ、自然緑地景観を特徴づける石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の自然物との調和が図られるように配慮すること。 	
歴史的町並み	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ本地区における伝統的建築物に使用されている素材、もしくはこれを模した素材を用いるように配慮すること。
	①景観形成道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として屋根は和瓦葺き、もしくはこれに類した素材を用いること。 ・ 伝統的建築物が比較的まともに残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、漆喰塗りや板張り等の地区の歴史的特性を活かした材料を取り入れるように努めること。
駅周辺(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材もしくはこれを模したものを取り入れるように配慮すること。 	

建築物の外観部分には、できるだけ下記のような伝統的建築物に施されている素材及び材料を使用し、各ゾーンの景観特性を十分に踏まえて周辺景観との調和に配慮することが必要です。

素材・材料	しっくい壁	板張り壁	なまこ壁と石積み
推奨例			

敷地の緑化

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> 既存の樹木等については、できるだけ残すように努め、敷地内はできるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 道路等の公共施設に面する部分は、積極的に緑化措置を講じること。 敷地内の擁壁等構造物については、ツル性植物等による緑化に努めること。 駐車場は、植栽により緑化を図り、周辺景観に調和するように努めること。
歴史的町並み(共通)	
駅周辺(共通)	

敷地内をできるだけ緑化することにより、周辺景観との調和や潤いある景観形成に努めることが必要です。

緑化	生垣	ツタによる壁面緑化	駐車場の緑化
推奨例			

その他

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> 大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にてできるだけ配慮すること。
歴史的町並み(共通)	
駅周辺(共通)	

長期間にわたる大規模工事は、周辺の町並みに圧迫感や違和感を与えることが懸念されるため、工事用囲いにより、できるだけ周辺の道路等から見えないよう配慮することが必要です。

また、工事用囲いは、道路等からの眺めに対してシンプルで清潔感のあるものとする他、写真や絵等のアクセントにより親しみが感じられるデザイン等に配慮することが必要です。



工事用囲いの推奨例

工作物（煙突、電波塔等*注）

*注：以下の工作物をいう。

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの

位置

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。

電波塔等は、できるだけ目立たない位置に設置し、山並みの保全に配慮することが必要です。

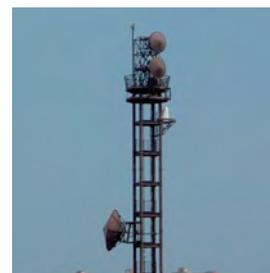


稜線上に設置された電波塔

形態・意匠・色彩

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ簡素な形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。 ・屋外に設けられる設備は、できるだけ目立たないようにすること。 ・電波塔（その付帯設備を含む）の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リン酸処理を施したものとすること。 ・敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等の落ち着いた色彩とすること。
歴史的町並み（共通）	
駅周辺（共通）	

工作物は、できるだけ目立たない落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和に配慮することが必要です。



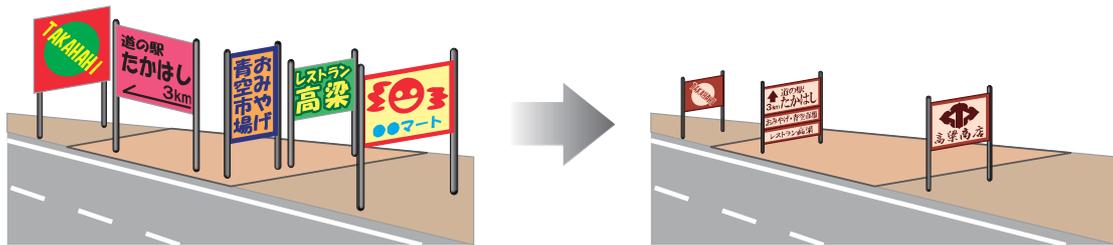
こげ茶色

工作物（広告板、広告塔その他これらに類するもの）

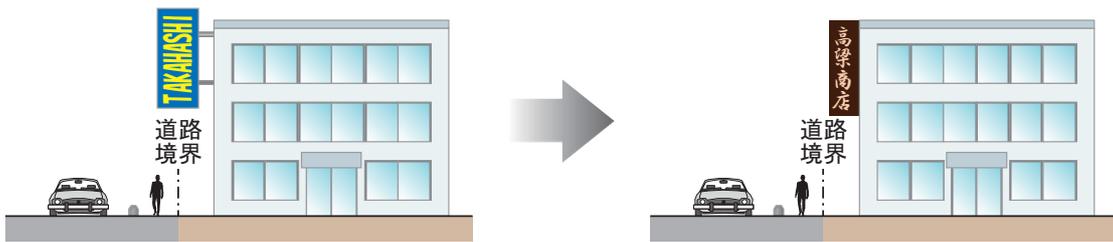
位置

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内で複数の広告物を掲出する場合は、敷地境界線内で設置するとともに、隣接する相互においても統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。 突き出し広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。 屋上広告物については、屋上又は塔屋等の水平投影面からはみ出さないようにすること。 壁面広告は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告物は一壁面に一個とすること。
歴史的町並み(共通)	
駅周辺(共通)	

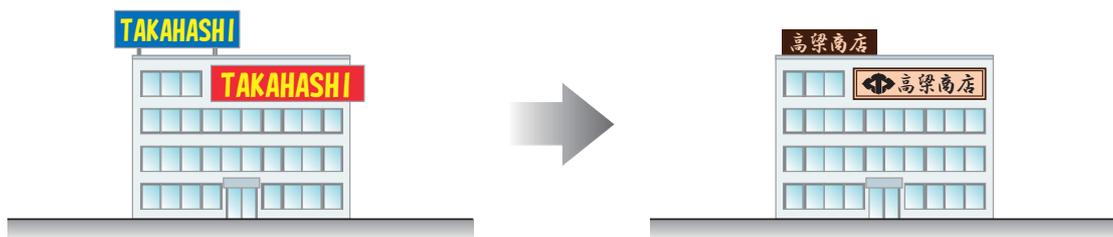
広告物は、できるだけ集約するとともに、統一感のあるデザインに配慮する必要があります。



突き出し広告物は、できるだけ敷地内に収め、街路空間への圧迫感を軽減する配慮が必要です。



突出し広告物の上端や屋上広告物は、できるだけ建築物の壁面内に収める配慮が必要です。



意匠

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。 ・突き出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一・調和を図るように努めること。
歴史的町並み(共通)	
駅周辺(共通)	

ネオン管や点滅照明、電光表示は、できるだけ広告物に使用しないよう配慮が必要です。

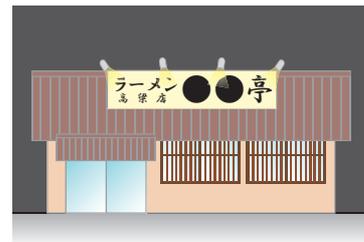
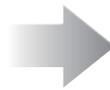


ネオン管の例

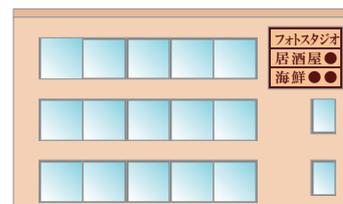


大規模な電光表示板

点滅照明はできるだけ避け、落ち着いた照明を使う等の配慮が必要です。



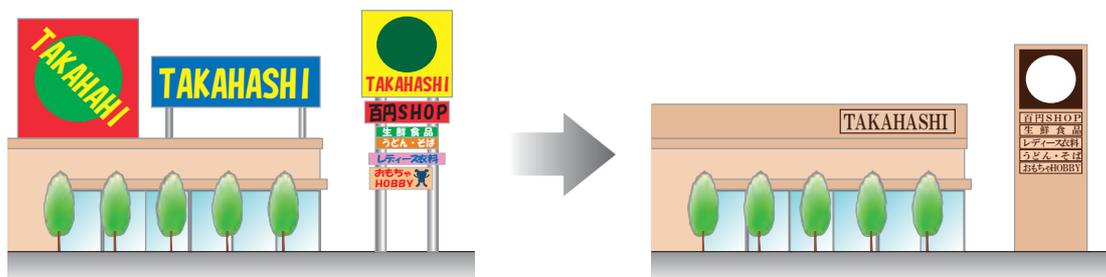
外壁の複数の広告物はできるだけまとめ、形や文字等に統一感をもたせる配慮が必要です。



色 彩

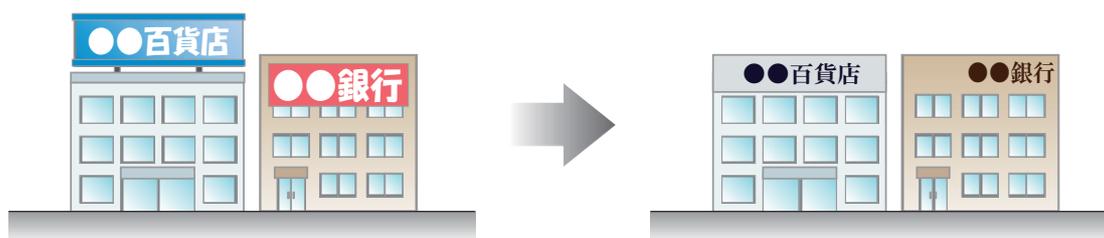
ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色を避け、色数をおさえるとともに、単純な配色とすること。
駅周辺(共通)	
歴史的町並み(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地区における伝統的建築物の色彩と調和を図ること。

高彩度の色彩を多用した広告物は避け、できるだけ低彩度の色彩と色数を抑えた統一感をもたせる配慮が必要です。



ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光塗料は使用しないように努めること。 ・ 屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。
歴史的町並み(共通)	
駅周辺(共通)	

広告物の下地の色彩は、できるだけ建築物の色彩と調和するものとし、建築物と広告物の全体的なまとまりに配慮が必要です。



工作物（擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの）

形態・意匠

ゾーン名	景観形成基準
歴史的町並み(共通)	・歴史的な雰囲気醸し出している土塀、漆喰壁、板塀、門等については、できるだけその保全及び連続性の確保に努めること。

土塀、白塀、板塀、門等の工作物は、歴史的町並みを形成する重要な要素です。

こうした工作物の修繕等を行う場合、できるだけ現状の保全に努めることが必要です。



土塀・白塀



板塀と門

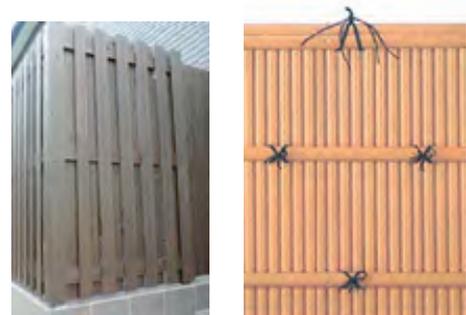
素材及び材料

ゾーン名	景観形成基準
自然緑地	・垣、さく、塀については、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材の活用に努め、これにより難しい場合には、できるだけこれを模した仕上げとなるように工夫すること。
歴史的町並み	①景観形成道路 ・通りに面して設ける塀、門は、和瓦葺きに努め、これにより難しい場合は、これに類したものをを用いること。 ・通りに面して設ける塀、門は、土塀、漆喰壁、板塀等の地区の歴史的特性を活かしたものとするように努めること。
歴史的町並み(共通)	・できるだけ本地区における伝統的建築物に使用されている素材、もしくはこれを模した素材を用いるように配慮すること。
駅周辺(共通)	・垣、さく、塀については、城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材もしくはこれを模したものを取り入れるように配慮すること。

垣、さく、塀等の工作物は、城下町の風情ある景観を形成する重要な要素です。

こうした工作物の新設等を行う場合、できるだけ自然素材を活用することが必要です。

なお、自然素材の活用が困難な場合は、自然素材を模した製品を使用する等、周辺景観との調和に配慮することが必要です。



自然素材を模した製品

(3) 吹屋周辺地区の景観形成図

建築物・工作物



○法面・擁壁など構造物等が生じる場合は、できるだけ自然素材を活用し、修景緑化に努めること。

○すべての大規模行為は、主要眺望地点から望見されない位置・規模とすること。

○広告板等は、主要眺望地点から望見されない位置とすること。

○山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。

○敷地内では、既存の樹木等についてはできるだけ残すよう努め、主要眺望地点からの見え方に配慮した緑化に努めること。

(4) 吹屋周辺地区の景観形成基準

位置・規模

景観形成基準

- ・すべての大規模行為は、主要眺望地点から望見されない位置、規模とすること。
- ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。
- ・主要眺望地点からの見え方を軽減する配置、規模とすること。
- ・広告板等は主要眺望地点から望見されないこと。

吹屋周辺地区は、山の緑に映えるベンガラ色の町並みが特徴となっています。こうした町並みの背景を保全するため、主要眺望地点を6箇所定め、吹屋の町並みの中に4箇所、旧吹屋小学校校舎の正面玄関前と広兼邸楼門前の2箇所としています。

そのため、建築物・工作物の新築や増改築等を行う場合は、これらの主要眺望点からの見え方を確認し、尾根線から突出しないように低い位置とするなどの配慮が必要です。また、すべての大規模行為は、主要眺望点から見えない位置・規模とすることが必要です。



吹屋の町並み



旧吹屋小学校校舎



広兼邸

形態・意匠・色彩

景観形成基準

- ・主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とし、周辺の自然や空に溶け込む色彩とすること。

建築物の新築や増改築等を行う場合は、本地区の特徴となっている赤褐色の石州瓦とベンガラ格子、土壁等を施すなど周辺景観との調和に配慮することが必要です。また、電波塔等の工作物を設置する場合は、茶系統の色彩とするなど自然景観との調和に配慮が必要です。



旧吹屋小学校校舎の形態・意匠を取り入れた建築物の例



本地区の特徴となる屋根と壁を活用した建築物の例



周囲の自然と調和する茶色の電波塔

6. 色彩の基準

6-1. 色彩選定の視点について

良好な景観形成を図る上で、色彩は特に重要な要素の1つです。建築物や工作物の外観の色彩は、周辺景観に対して目立つ色の使用は避け、落ち着いた色彩を基調とすることを基本とします。目立つ色とは、周辺の景観との調和を乱す色彩を指します。また、落ち着いた色彩とは、空や樹木の緑、土や水などの自然の色と馴染みやすい、暖色系（暖かい感じを与える色：赤・黄赤・黄系）で鮮やかさを抑えた色を基本とします。

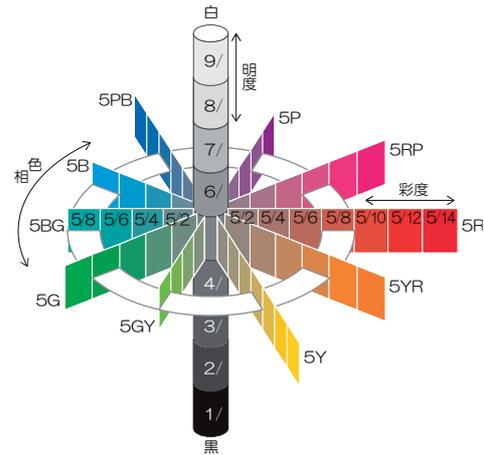
6-2. 色彩の表現と基本目安について

一般的に色彩は、赤や青などの色名で表現されますが、色の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

そのため、本手引では、推奨する色彩の基本目安をマンセル値により示すこととします。

なお、マンセル値とは、色を3つの属性（色相・明度・彩度）に分けて数値表現した体系です。

色彩の表現(マンセル表色)



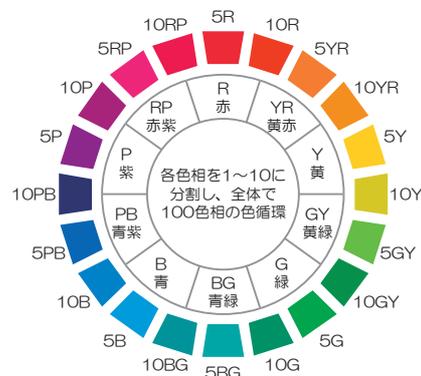
■色相（色あい）

- ・10種の基本色の頭文字をとったアルファベット【例：R（赤）】とその度合いを示す数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表します。

【基本目安】

- ・全ての基本色を使用可能とします。
- ・ただし、暖色系（赤・黄赤・黄系）を基本に、明度と彩度を抑えてください。

色相(マンセル色相環)



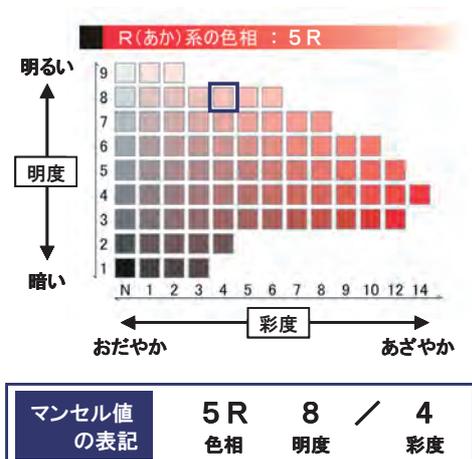
■明度（明るさの度合い）

- ・明るさの度合いを0～10程度までの数値で表したもので、明るい色ほど数値が大きくなります。

【基本目安】

- ・明度9以下を使用可能とします。

マンセル表色系の読み方



■彩度（あざやかさの度合い）

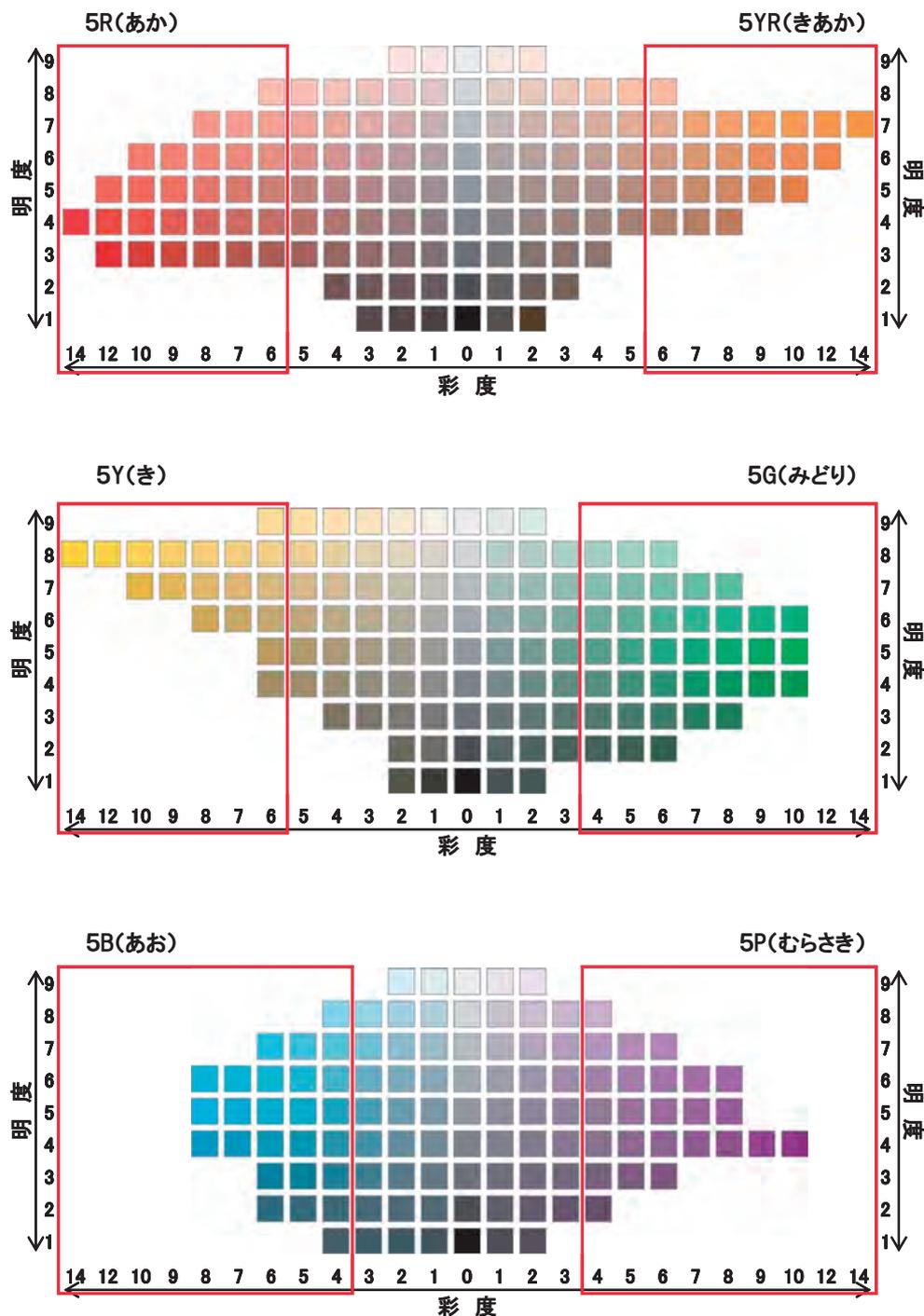
- ・あざやかさの度合いを0～16程度までの数値で表したもので、数値が大きいほどあざやかな色を表します。例えば、白、黒、グレーなどの色の彩度は0、赤の原色の彩度は14程度です。

【基本目安】

- ・暖色系（赤・黄赤・黄系）は、彩度6未満を使用可能とします。
- ・暖色系以外の色は、彩度4未満を使用可能とします。

けばけばしい色の範囲

景観形成基準に示す「けばけばしい色」は、マンセル色票系において、R(あか)、YR(きあか)、Y(き)は彩度6以上、他は彩度4以上としています。



「けばけばしい色」の範囲図

- ※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系) に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。
- ※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。
- ※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。

高梁市 産業経済部 観光課

〒716-0039 岡山県高梁市旭町1335-7

TEL 0866-21-0257

E-mail rekishimachi@city.takahashi.lg.jp